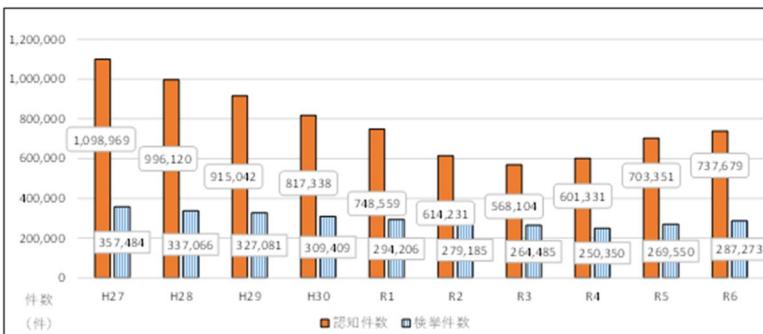
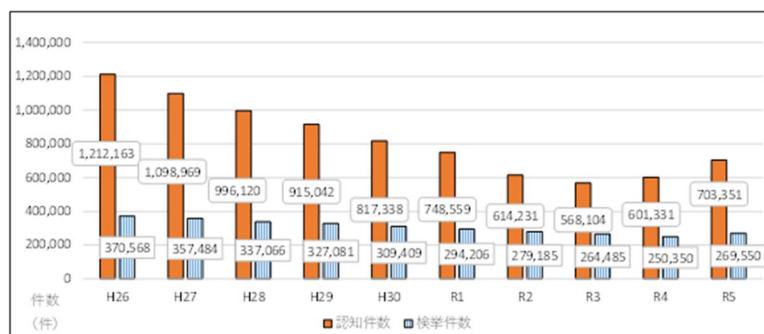
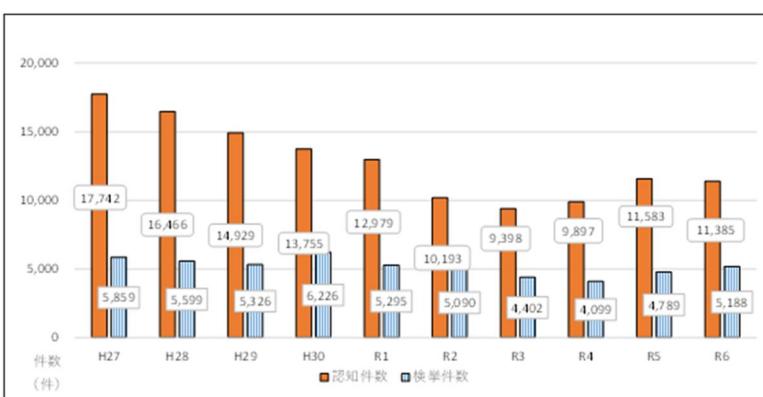
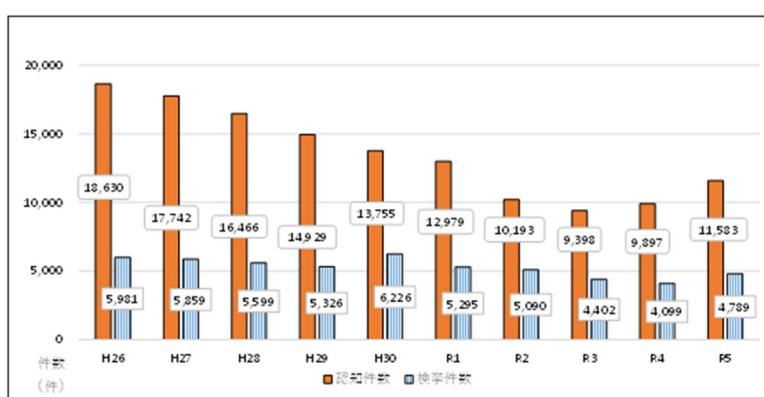


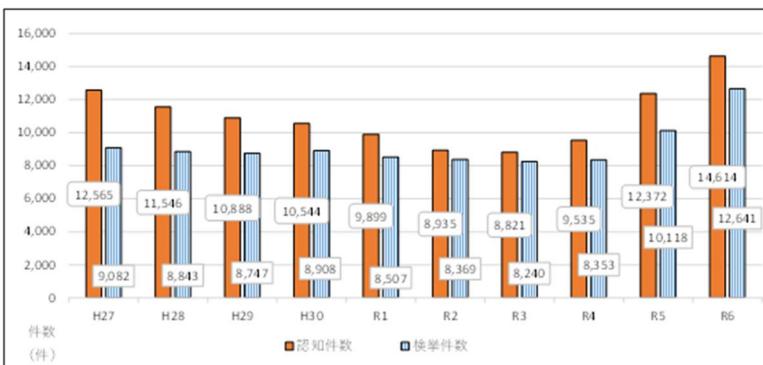
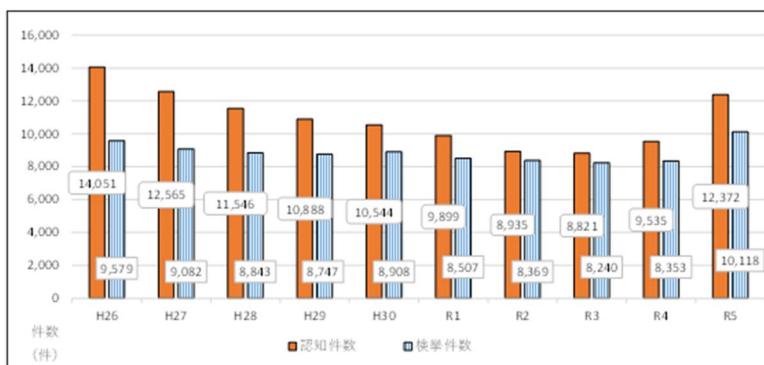
新旧対照表（宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）中間案）

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考
<p>第1章 計画の基本的事項</p> <p>1 計画策定の趣旨及び位置づけ等</p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、犯罪等により命を奪われる、家族を失う、けがをするなどの直接的な被害のみならず、経済的負担、さらには周囲の者からの偏見、無理解等に起因する心ない言動、誹謗中傷等による精神的苦痛や身体の不調等の二次的被害に苦しめられています。</p> <p>このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会において再び安全で安心な日常生活を営むことができるようにするためには、国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携し、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かで、実効性のある取組が必要です。</p> <p>県では、平成16年に、全国初となる宮城県犯罪被害者支援条例_____が施行されましたが、施行から既に20年が経過し、県議会により被害者等の現状に合わせた見直しの検討がなされて全面改正に至り、令和6年4月1日から宮城県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」といいます。）として施行されました。</p> <p>また、支援条例の所管が宮城県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）から知事部局に改められ、雇用の確保、心理的外傷</p>	<p>第1章 計画の基本的事項</p> <p>1 計画策定の趣旨及び位置づけ等</p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、犯罪等により命を奪われる、家族を失う、けがをするなどの直接的な被害のみならず、経済的負担、さらには周囲の者からの偏見、無理解等に起因する心ない言動、誹謗中傷等による精神的苦痛や身体の不調等の二次的被害に苦しめられています。</p> <p>このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会において再び安全で安心な日常生活を営むことができるようにするためには、国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携し、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かで、実効性のある取組が必要です。</p> <p>県では、平成16年に、全国初となる宮城県犯罪被害者支援条例（以下「改正前条例」といいます。）が施行されましたが、施行から既に20年が経過し、県議会により被害者等の現状に合わせた見直しの検討がなされて全面改正に至り、令和6年4月1日から宮城県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」といいます。）として施行されました。</p> <p>また、支援条例の所管が宮城県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）から知事部局に改められ、雇用の確保、心理的外傷</p>	<p>「3 計画期間」の記載内容変更に伴い削除</p>

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																													
や経済的困窮等に係る中長期的かつ総合的な支援に取り組むこととしたものです。	や経済的困窮等に係る中長期的かつ総合的な支援に取り組むこととしたものです。																														
(2)～(4) (略) 2 基本理念 (略)	(2)～(4) (略) 2 基本理念 (略)																														
3 計画期間 支援計画の期間は、国の「第 <u>5</u> 次犯罪被害者等基本計画（仮称）」との整合を考慮し、第 <u>2</u> 期計画期間を令和 <u>8</u> 年度から令和 <u>12</u> 年度までの <u>5年間</u> に設定します。	支援計画の期間は、国の「第 <u>4</u> 次犯罪被害者等基本計画_____」との整合を考慮し、第 <u>1</u> 期計画期間を令和 <u>7</u> 年度のみ（単年度）_____に設定します。	計画期間改訂に伴い、記述及び表を修正																													
<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>R7</td><td>R8～R12</td></tr> <tr> <td>県</td><td>第1期</td><td>第2期</td></tr> <tr> <td>国</td><td>4次</td><td>5次</td></tr> </table> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	区分	R7	R8～R12	県	第1期	第2期	国	4次	5次	<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>～R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8～</td></tr> <tr> <td>条例</td><td>改正前条例</td><td></td><td>支援条例</td><td></td></tr> <tr> <td>県</td><td>改正前条例の計画（※）</td><td>第1期</td><td>第2期</td><td></td></tr> <tr> <td>国</td><td>4次</td><td></td><td>5次</td><td></td></tr> </table> <p>※従前の犯罪被害者支援推進計画（平成17年2月策定、平成29年1月改訂）は、支援条例附則第2項において、支援条例第9条の規定により策定された支援計画とみなすこととされています。</p>	区分	～R5	R6	R7	R8～	条例	改正前条例		支援条例		県	改正前条例の計画（※）	第1期	第2期		国	4次		5次		
区分	R7	R8～R12																													
県	第1期	第2期																													
国	4次	5次																													
区分	～R5	R6	R7	R8～																											
条例	改正前条例		支援条例																												
県	改正前条例の計画（※）	第1期	第2期																												
国	4次		5次																												
4 進行管理 本計画に盛り込んだ施策については、条例第28条に基づき、 <u>毎年度</u> 、 <u>その取組状況を議会に報告するとともに、宮城県ホーム</u>	4 進行管理 本計画に盛り込んだ施策については、条例第28条に基づき、 <u>令和7年度</u> にその取組状況を議会に報告するとともに、宮城県ホーム	計画期間改訂に伴い、記述を修正																													

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考
<p>ページ等に掲載（公表）します。</p> <p>また、取組状況の進捗、犯罪被害者等を取り巻く環境や求められるニーズの変化、後述する「宮城県犯罪被害者等支援審議会」での審議等を踏まえ、適切に計画を見直し、<u>施策を充実させる</u>こととします。</p>	<p>ページ等に掲載（公表）します。</p> <p>また、取組状況の進捗、犯罪被害者等を取り巻く環境や求められるニーズの変化、後述する「宮城県犯罪被害者等支援審議会」での審議等を踏まえ、適切に計画を見直し、<u>第2期計画に反映すること</u>とします。</p>	計画改訂に伴い、記述を修正
<p>第2章 犯罪被害者等の現状</p> <p>1 県における犯罪等の現状</p> <p>(1) 刑法犯の認知・検挙状況</p> <p>令和<u>6</u>年中の全国における刑法犯認知件数は、<u>73万7,679</u>件で、10年前に比べて約<u>3</u>割減少していますが、前年からは<u>3万4,328</u>件（約<u>5</u>%）増加しています。（図表2-1-1）</p> <p>令和<u>6</u>年中の宮城県における刑法犯認知件数は、<u>1万1,385</u>件で、10年前に比べて約<u>3</u>割以上減少して<u>おり</u>、前年からは<u>198</u>件（約<u>2</u>%）<u>減少</u>していますが、<u>令和3年を境に増加傾向にあります。</u>（図表2-1-2）</p> <p>全国、宮城県とともに、刑法犯認知件数が増加に転じており、今後の動向を注視すべき状況にあります。</p>	<p>第2章 犯罪被害者等の現状</p> <p>1 県における犯罪等の現状</p> <p>(1) 刑法犯の認知・検挙状況</p> <p>令和<u>5</u>年中の全国における刑法犯認知件数は、<u>70万3,351</u>件で、10年前に比べて約<u>4</u>割減少していますが、前年からは<u>10万2,020</u>件（約<u>17</u>%）増加しています。（図表2-1-1）</p> <p>令和<u>5</u>年中の宮城県における刑法犯認知件数は、<u>1万1,583</u>件で、10年前に比べて約<u>4</u>割減少していますが、前年からは<u>1,686</u>件（約<u>17</u>%）増加しています。</p> <p>（図表2-1-2）</p> <p>全国、宮城県とともに、刑法犯認知件数が増加に転じており、今後の動向を注視すべき状況にあります。</p>	時点更新により、記述を修正 (以下、第2章の図表及び説明について同様)

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																		
<p>■ 図表2-1-1 刑法犯の認知・検挙状況（全国）</p>  <table border="1"> <caption>全国 刑法犯の認知・検挙状況</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>1,098,969</td><td>357,484</td></tr> <tr><td>H28</td><td>996,120</td><td>337,066</td></tr> <tr><td>H29</td><td>915,042</td><td>327,081</td></tr> <tr><td>H30</td><td>817,338</td><td>309,409</td></tr> <tr><td>R1</td><td>748,559</td><td>294,206</td></tr> <tr><td>R2</td><td>614,231</td><td>279,185</td></tr> <tr><td>R3</td><td>568,104</td><td>264,485</td></tr> <tr><td>R4</td><td>601,331</td><td>250,350</td></tr> <tr><td>R5</td><td>703,351</td><td>269,550</td></tr> <tr><td>R6</td><td>737,679</td><td>287,273</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：警察庁「令和5年の刑法犯に関する統計資料」、 「犯罪統計資料（令和6年1～12月分【確定値】）」</p>	期間	認知件数	検挙件数	H27	1,098,969	357,484	H28	996,120	337,066	H29	915,042	327,081	H30	817,338	309,409	R1	748,559	294,206	R2	614,231	279,185	R3	568,104	264,485	R4	601,331	250,350	R5	703,351	269,550	R6	737,679	287,273	<p>■ 図表2-1-1 刑法犯の認知・検挙状況（全国）</p>  <table border="1"> <caption>全国 刑法犯の認知・検挙状況</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>1,212,163</td><td>370,568</td></tr> <tr><td>H27</td><td>1,098,969</td><td>357,484</td></tr> <tr><td>H28</td><td>996,120</td><td>337,066</td></tr> <tr><td>H29</td><td>915,042</td><td>327,081</td></tr> <tr><td>H30</td><td>817,338</td><td>309,409</td></tr> <tr><td>R1</td><td>748,559</td><td>294,206</td></tr> <tr><td>R2</td><td>614,231</td><td>279,185</td></tr> <tr><td>R3</td><td>568,104</td><td>264,485</td></tr> <tr><td>R4</td><td>601,331</td><td>250,350</td></tr> <tr><td>R5</td><td>703,351</td><td>269,550</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：警察庁「令和4年の刑法犯に関する統計資料」、 「犯罪統計資料（令和5年1～12月分【確定値】）」</p>	期間	認知件数	検挙件数	H26	1,212,163	370,568	H27	1,098,969	357,484	H28	996,120	337,066	H29	915,042	327,081	H30	817,338	309,409	R1	748,559	294,206	R2	614,231	279,185	R3	568,104	264,485	R4	601,331	250,350	R5	703,351	269,550	
期間	認知件数	検挙件数																																																																		
H27	1,098,969	357,484																																																																		
H28	996,120	337,066																																																																		
H29	915,042	327,081																																																																		
H30	817,338	309,409																																																																		
R1	748,559	294,206																																																																		
R2	614,231	279,185																																																																		
R3	568,104	264,485																																																																		
R4	601,331	250,350																																																																		
R5	703,351	269,550																																																																		
R6	737,679	287,273																																																																		
期間	認知件数	検挙件数																																																																		
H26	1,212,163	370,568																																																																		
H27	1,098,969	357,484																																																																		
H28	996,120	337,066																																																																		
H29	915,042	327,081																																																																		
H30	817,338	309,409																																																																		
R1	748,559	294,206																																																																		
R2	614,231	279,185																																																																		
R3	568,104	264,485																																																																		
R4	601,331	250,350																																																																		
R5	703,351	269,550																																																																		
<p>■ 図表2-1-2 刑法犯の認知・検挙状況（宮城県）</p>  <table border="1"> <caption>宮城県 刑法犯の認知・検挙状況</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>17,742</td><td>5,859</td></tr> <tr><td>H28</td><td>16,466</td><td>5,599</td></tr> <tr><td>H29</td><td>14,929</td><td>5,326</td></tr> <tr><td>H30</td><td>13,755</td><td>6,226</td></tr> <tr><td>R1</td><td>12,979</td><td>5,295</td></tr> <tr><td>R2</td><td>10,193</td><td>5,090</td></tr> <tr><td>R3</td><td>9,398</td><td>4,402</td></tr> <tr><td>R4</td><td>9,897</td><td>4,099</td></tr> <tr><td>R5</td><td>11,583</td><td>4,789</td></tr> <tr><td>R6</td><td>11,385</td><td>5,188</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県警察「<u>犯罪と防犯 令和6年中の宮城県内の犯罪発生状況</u>」</p>	期間	認知件数	検挙件数	H27	17,742	5,859	H28	16,466	5,599	H29	14,929	5,326	H30	13,755	6,226	R1	12,979	5,295	R2	10,193	5,090	R3	9,398	4,402	R4	9,897	4,099	R5	11,583	4,789	R6	11,385	5,188	<p>■ 図表2-1-2 刑法犯の認知・検挙状況（宮城県）</p>  <table border="1"> <caption>宮城県 刑法犯の認知・検挙状況</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>18,630</td><td>5,981</td></tr> <tr><td>H27</td><td>17,742</td><td>5,859</td></tr> <tr><td>H28</td><td>16,466</td><td>5,599</td></tr> <tr><td>H29</td><td>14,929</td><td>5,326</td></tr> <tr><td>H30</td><td>13,755</td><td>6,226</td></tr> <tr><td>R1</td><td>12,979</td><td>5,295</td></tr> <tr><td>R2</td><td>10,193</td><td>5,090</td></tr> <tr><td>R3</td><td>9,398</td><td>4,402</td></tr> <tr><td>R4</td><td>9,897</td><td>4,099</td></tr> <tr><td>R5</td><td>11,583</td><td>4,789</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県警察「<u>宮城県の過去10年間の刑法犯認知・検挙状況</u>」</p>	期間	認知件数	検挙件数	H26	18,630	5,981	H27	17,742	5,859	H28	16,466	5,599	H29	14,929	5,326	H30	13,755	6,226	R1	12,979	5,295	R2	10,193	5,090	R3	9,398	4,402	R4	9,897	4,099	R5	11,583	4,789	
期間	認知件数	検挙件数																																																																		
H27	17,742	5,859																																																																		
H28	16,466	5,599																																																																		
H29	14,929	5,326																																																																		
H30	13,755	6,226																																																																		
R1	12,979	5,295																																																																		
R2	10,193	5,090																																																																		
R3	9,398	4,402																																																																		
R4	9,897	4,099																																																																		
R5	11,583	4,789																																																																		
R6	11,385	5,188																																																																		
期間	認知件数	検挙件数																																																																		
H26	18,630	5,981																																																																		
H27	17,742	5,859																																																																		
H28	16,466	5,599																																																																		
H29	14,929	5,326																																																																		
H30	13,755	6,226																																																																		
R1	12,979	5,295																																																																		
R2	10,193	5,090																																																																		
R3	9,398	4,402																																																																		
R4	9,897	4,099																																																																		
R5	11,583	4,789																																																																		

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																
<p>（2）重要犯罪の認知・検挙状況</p> <p>令和<u>6</u>年中の全国における重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買）の認知件数は、<u>1万4,614</u>件で、前年からは<u>2,242</u>件（約<u>18%</u>）増加しています。（図表2-1-3）</p> <p>令和<u>6</u>年中の宮城県における重要犯罪の認知件数は、<u>366</u>件で、前年からは<u>86</u>件（約<u>30%</u>）増加しています。（図表2-1-4）</p> <p>■ 図表2-1-3 重要犯罪の認知・検挙状況（全国）</p>  <table border="1"> <caption>図表2-1-3 重要犯罪の認知・検挙状況（全国）</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>12,565</td><td>9,082</td></tr> <tr><td>H28</td><td>11,546</td><td>8,843</td></tr> <tr><td>H29</td><td>10,888</td><td>8,747</td></tr> <tr><td>H30</td><td>10,544</td><td>8,908</td></tr> <tr><td>R1</td><td>9,899</td><td>8,507</td></tr> <tr><td>R2</td><td>8,935</td><td>8,369</td></tr> <tr><td>R3</td><td>8,821</td><td>8,240</td></tr> <tr><td>R4</td><td>9,535</td><td>8,353</td></tr> <tr><td>R5</td><td>12,372</td><td>10,118</td></tr> <tr><td>R6</td><td>14,614</td><td>12,641</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：警察庁「令和<u>5</u>年の刑法犯に関する統計資料」、 「犯罪統計資料（令和<u>6</u>年1～12月分【確定値】」</p> <p>（2）重要犯罪の認知・検挙状況</p> <p>令和<u>5</u>年中の全国における重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買）の認知件数は、<u>1万2,372</u>件で、前年からは<u>2,837</u>件（約<u>30%</u>）増加しています。（図表2-1-3）</p> <p>令和<u>5</u>年中の宮城県における重要犯罪の認知件数は、<u>280</u>件で、前年からは<u>25</u>件（約<u>10%</u>）増加しています。（図表2-1-4）</p> <p>■ 図表2-1-3 重要犯罪の認知・検挙状況（全国）</p>  <table border="1"> <caption>図表2-1-3 重要犯罪の認知・検挙状況（全国）</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>14,051</td><td>9,579</td></tr> <tr><td>H27</td><td>12,565</td><td>9,082</td></tr> <tr><td>H28</td><td>11,546</td><td>8,843</td></tr> <tr><td>H29</td><td>10,888</td><td>8,747</td></tr> <tr><td>H30</td><td>10,544</td><td>8,908</td></tr> <tr><td>R1</td><td>9,899</td><td>8,507</td></tr> <tr><td>R2</td><td>8,935</td><td>8,369</td></tr> <tr><td>R3</td><td>8,821</td><td>8,240</td></tr> <tr><td>R4</td><td>9,535</td><td>8,353</td></tr> <tr><td>R5</td><td>12,372</td><td>10,118</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：警察庁「令和<u>4</u>年の刑法犯に関する統計資料」、 「犯罪統計資料（令和<u>5</u>年1～12月分【確定値】」</p>	期間	認知件数	検挙件数	H27	12,565	9,082	H28	11,546	8,843	H29	10,888	8,747	H30	10,544	8,908	R1	9,899	8,507	R2	8,935	8,369	R3	8,821	8,240	R4	9,535	8,353	R5	12,372	10,118	R6	14,614	12,641	期間	認知件数	検挙件数	H26	14,051	9,579	H27	12,565	9,082	H28	11,546	8,843	H29	10,888	8,747	H30	10,544	8,908	R1	9,899	8,507	R2	8,935	8,369	R3	8,821	8,240	R4	9,535	8,353	R5	12,372	10,118
期間	認知件数	検挙件数																																																																
H27	12,565	9,082																																																																
H28	11,546	8,843																																																																
H29	10,888	8,747																																																																
H30	10,544	8,908																																																																
R1	9,899	8,507																																																																
R2	8,935	8,369																																																																
R3	8,821	8,240																																																																
R4	9,535	8,353																																																																
R5	12,372	10,118																																																																
R6	14,614	12,641																																																																
期間	認知件数	検挙件数																																																																
H26	14,051	9,579																																																																
H27	12,565	9,082																																																																
H28	11,546	8,843																																																																
H29	10,888	8,747																																																																
H30	10,544	8,908																																																																
R1	9,899	8,507																																																																
R2	8,935	8,369																																																																
R3	8,821	8,240																																																																
R4	9,535	8,353																																																																
R5	12,372	10,118																																																																

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																		
<p>■ 図表2-1-4 重要犯罪の認知・検挙状況（宮城県）</p> <table border="1"> <caption>宮城県重要犯罪の認知・検挙件数</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>262</td><td>204</td></tr> <tr><td>H28</td><td>204</td><td>158</td></tr> <tr><td>H29</td><td>197</td><td>178</td></tr> <tr><td>H30</td><td>182</td><td>169</td></tr> <tr><td>R1</td><td>151</td><td>124</td></tr> <tr><td>R2</td><td>142</td><td>132</td></tr> <tr><td>R3</td><td>239</td><td>207</td></tr> <tr><td>R4</td><td>255</td><td>218</td></tr> <tr><td>R5</td><td>280</td><td>224</td></tr> <tr><td>R6</td><td>366</td><td>325</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県警察「刑法犯 認知・検挙状況」</p>	期間	認知件数	検挙件数	H27	262	204	H28	204	158	H29	197	178	H30	182	169	R1	151	124	R2	142	132	R3	239	207	R4	255	218	R5	280	224	R6	366	325	<p>■ 図表2-1-4 重要犯罪の認知・検挙状況（宮城県）</p> <table border="1"> <caption>宮城県重要犯罪の認知・検挙件数</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>232</td><td>159</td></tr> <tr><td>H27</td><td>262</td><td>204</td></tr> <tr><td>H28</td><td>204</td><td>158</td></tr> <tr><td>H29</td><td>197</td><td>178</td></tr> <tr><td>H30</td><td>182</td><td>169</td></tr> <tr><td>R1</td><td>151</td><td>124</td></tr> <tr><td>R2</td><td>142</td><td>132</td></tr> <tr><td>R3</td><td>239</td><td>207</td></tr> <tr><td>R4</td><td>255</td><td>218</td></tr> <tr><td>R5</td><td>280</td><td>224</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県警察「令和4年犯罪統計書」</p>	期間	認知件数	検挙件数	H26	232	159	H27	262	204	H28	204	158	H29	197	178	H30	182	169	R1	151	124	R2	142	132	R3	239	207	R4	255	218	R5	280	224	
期間	認知件数	検挙件数																																																																		
H27	262	204																																																																		
H28	204	158																																																																		
H29	197	178																																																																		
H30	182	169																																																																		
R1	151	124																																																																		
R2	142	132																																																																		
R3	239	207																																																																		
R4	255	218																																																																		
R5	280	224																																																																		
R6	366	325																																																																		
期間	認知件数	検挙件数																																																																		
H26	232	159																																																																		
H27	262	204																																																																		
H28	204	158																																																																		
H29	197	178																																																																		
H30	182	169																																																																		
R1	151	124																																																																		
R2	142	132																																																																		
R3	239	207																																																																		
R4	255	218																																																																		
R5	280	224																																																																		
<p>（3）交通事故の発生状況</p> <p>全国の交通事故（人身交通事故）発生件数及び交通事故死者数は、10年前から令和4年中までは減少傾向にあり_____、<u>令和5年中は再び増加に転じましたが、令和6年中は発生件数が29万895件と前年から1万7,035件（約6%）減少、死者数は2,663人と前年から15人減少</u>しています。（図表2-1-5）</p> <p>宮城県の交通事故（人身交通事故）発生件数は10年前の<u>8,624件</u>から毎年減少を続け、令和6年中は<u>3,785件</u>と10年前から<u>4,839件（約56%）</u>減少しています。また、交通事故死者数は、10年前の<u>66人</u>から令和4年中は<u>37人</u>と、平成27年以降過去最少となりましたが、令和5年<u>及び6年中は47人</u>と<u>再び増加に転じており</u>、予断を許さない状況となっています。（図表2-1-6）</p>	<p>（3）交通事故の発生状況</p> <p>全国の交通事故（人身交通事故）発生件数及び交通事故死者数は、10年前から令和4年中までは減少傾向にありましたが、<u>令和5年中は発生件数が30万7,930件と前年から7,091件（約2%）増加、死者数は2,678人と前年から68人増加</u>しています。（図表2-1-5）</p> <p>宮城県の交通事故（人身交通事故）発生件数は10年前の<u>9,142件</u>から毎年減少を続け、令和5年中は<u>4,033件</u>と10年前から<u>5,109件（約56%）</u>減少しています。また、交通事故死者数は、10年前の<u>83人</u>から令和4年中は<u>37人</u>と、平成26年以降過去最少となりましたが、令和5年_____中は<u>47人</u>と<u>前年より10人増加し、予断を許さない状況</u>となっています。（図表2-1-6）</p>																																																																			

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																																								
<p>■ 図表2-1-5 交通事故の発生状況（全国）</p> <table border="1"> <caption>図表2-1-5 交通事故の発生状況（全国）</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>死者数 (件)</th> <th>発生件数 (件)</th> <th>負傷者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>4,117</td><td>666,023</td><td>618,853</td></tr> <tr><td>H28</td><td>3,904</td><td>618,853</td><td>580,850</td></tr> <tr><td>H29</td><td>3,694</td><td>580,850</td><td>525,846</td></tr> <tr><td>H30</td><td>3,532</td><td>525,846</td><td>461,775</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3,215</td><td>461,775</td><td>430,601</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2,839</td><td>430,601</td><td>381,237</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2,636</td><td>381,237</td><td>369,476</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2,610</td><td>369,476</td><td>362,131</td></tr> <tr><td>R5</td><td>2,678</td><td>362,131</td><td>356,601</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2,663</td><td>356,601</td><td>365,595</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：警察庁「令和6年中の交通事故の発生状況」</p>	期間	死者数 (件)	発生件数 (件)	負傷者数 (人)	H27	4,117	666,023	618,853	H28	3,904	618,853	580,850	H29	3,694	580,850	525,846	H30	3,532	525,846	461,775	R1	3,215	461,775	430,601	R2	2,839	430,601	381,237	R3	2,636	381,237	369,476	R4	2,610	369,476	362,131	R5	2,678	362,131	356,601	R6	2,663	356,601	365,595	<p>■ 図表2-1-5 交通事故の発生状況（全国）</p> <table border="1"> <caption>図表2-1-5 交通事故の発生状況（全国）</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>死者数 (件)</th> <th>発生件数 (件)</th> <th>負傷者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>4,113</td><td>711,374</td><td>666,023</td></tr> <tr><td>H27</td><td>4,117</td><td>666,023</td><td>618,853</td></tr> <tr><td>H28</td><td>3,904</td><td>618,853</td><td>580,850</td></tr> <tr><td>H29</td><td>3,694</td><td>580,850</td><td>525,846</td></tr> <tr><td>H30</td><td>3,532</td><td>525,846</td><td>461,775</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3,215</td><td>461,775</td><td>430,601</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2,839</td><td>430,601</td><td>381,237</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2,636</td><td>381,237</td><td>369,476</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2,610</td><td>369,476</td><td>362,131</td></tr> <tr><td>R5</td><td>2,678</td><td>362,131</td><td>356,601</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：警察庁「令和5年度中の交通事故の発生状況」</p>	期間	死者数 (件)	発生件数 (件)	負傷者数 (人)	H26	4,113	711,374	666,023	H27	4,117	666,023	618,853	H28	3,904	618,853	580,850	H29	3,694	580,850	525,846	H30	3,532	525,846	461,775	R1	3,215	461,775	430,601	R2	2,839	430,601	381,237	R3	2,636	381,237	369,476	R4	2,610	369,476	362,131	R5	2,678	362,131	356,601	
期間	死者数 (件)	発生件数 (件)	負傷者数 (人)																																																																																							
H27	4,117	666,023	618,853																																																																																							
H28	3,904	618,853	580,850																																																																																							
H29	3,694	580,850	525,846																																																																																							
H30	3,532	525,846	461,775																																																																																							
R1	3,215	461,775	430,601																																																																																							
R2	2,839	430,601	381,237																																																																																							
R3	2,636	381,237	369,476																																																																																							
R4	2,610	369,476	362,131																																																																																							
R5	2,678	362,131	356,601																																																																																							
R6	2,663	356,601	365,595																																																																																							
期間	死者数 (件)	発生件数 (件)	負傷者数 (人)																																																																																							
H26	4,113	711,374	666,023																																																																																							
H27	4,117	666,023	618,853																																																																																							
H28	3,904	618,853	580,850																																																																																							
H29	3,694	580,850	525,846																																																																																							
H30	3,532	525,846	461,775																																																																																							
R1	3,215	461,775	430,601																																																																																							
R2	2,839	430,601	381,237																																																																																							
R3	2,636	381,237	369,476																																																																																							
R4	2,610	369,476	362,131																																																																																							
R5	2,678	362,131	356,601																																																																																							
<p>■ 図表2-1-6 交通事故の発生状況（宮城県）</p> <table border="1"> <caption>図表2-1-6 交通事故の発生状況（宮城県）</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>死者数 (件)</th> <th>発生件数 (件)</th> <th>負傷者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>66</td><td>10,913</td><td>10,057</td></tr> <tr><td>H28</td><td>71</td><td>10,057</td><td>9,353</td></tr> <tr><td>H29</td><td>51</td><td>9,353</td><td>8,509</td></tr> <tr><td>H30</td><td>56</td><td>8,509</td><td>6,941</td></tr> <tr><td>R1</td><td>65</td><td>6,941</td><td>6,815</td></tr> <tr><td>R2</td><td>44</td><td>6,815</td><td>5,483</td></tr> <tr><td>R3</td><td>42</td><td>5,483</td><td>5,182</td></tr> <tr><td>R4</td><td>37</td><td>5,182</td><td>4,912</td></tr> <tr><td>R5</td><td>47</td><td>4,912</td><td>4,932</td></tr> <tr><td>R6</td><td>47</td><td>4,932</td><td>4,565</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県警察「みやぎの交通事故」</p>	期間	死者数 (件)	発生件数 (件)	負傷者数 (人)	H27	66	10,913	10,057	H28	71	10,057	9,353	H29	51	9,353	8,509	H30	56	8,509	6,941	R1	65	6,941	6,815	R2	44	6,815	5,483	R3	42	5,483	5,182	R4	37	5,182	4,912	R5	47	4,912	4,932	R6	47	4,932	4,565	<p>■ 図表2-1-6 交通事故の発生状況（宮城県）</p> <table border="1"> <caption>図表2-1-6 交通事故の発生状況（宮城県）</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>死者数 (件)</th> <th>発生件数 (件)</th> <th>負傷者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>83</td><td>11,703</td><td>10,913</td></tr> <tr><td>H27</td><td>66</td><td>10,913</td><td>10,057</td></tr> <tr><td>H28</td><td>71</td><td>10,057</td><td>9,353</td></tr> <tr><td>H29</td><td>51</td><td>9,353</td><td>8,509</td></tr> <tr><td>H30</td><td>56</td><td>8,509</td><td>6,941</td></tr> <tr><td>R1</td><td>65</td><td>6,941</td><td>6,815</td></tr> <tr><td>R2</td><td>44</td><td>6,815</td><td>5,483</td></tr> <tr><td>R3</td><td>42</td><td>5,483</td><td>5,182</td></tr> <tr><td>R4</td><td>37</td><td>5,182</td><td>4,912</td></tr> <tr><td>R5</td><td>47</td><td>4,912</td><td>4,932</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県警察「みやぎの交通事故」</p>	期間	死者数 (件)	発生件数 (件)	負傷者数 (人)	H26	83	11,703	10,913	H27	66	10,913	10,057	H28	71	10,057	9,353	H29	51	9,353	8,509	H30	56	8,509	6,941	R1	65	6,941	6,815	R2	44	6,815	5,483	R3	42	5,483	5,182	R4	37	5,182	4,912	R5	47	4,912	4,932	
期間	死者数 (件)	発生件数 (件)	負傷者数 (人)																																																																																							
H27	66	10,913	10,057																																																																																							
H28	71	10,057	9,353																																																																																							
H29	51	9,353	8,509																																																																																							
H30	56	8,509	6,941																																																																																							
R1	65	6,941	6,815																																																																																							
R2	44	6,815	5,483																																																																																							
R3	42	5,483	5,182																																																																																							
R4	37	5,182	4,912																																																																																							
R5	47	4,912	4,932																																																																																							
R6	47	4,932	4,565																																																																																							
期間	死者数 (件)	発生件数 (件)	負傷者数 (人)																																																																																							
H26	83	11,703	10,913																																																																																							
H27	66	10,913	10,057																																																																																							
H28	71	10,057	9,353																																																																																							
H29	51	9,353	8,509																																																																																							
H30	56	8,509	6,941																																																																																							
R1	65	6,941	6,815																																																																																							
R2	44	6,815	5,483																																																																																							
R3	42	5,483	5,182																																																																																							
R4	37	5,182	4,912																																																																																							
R5	47	4,912	4,932																																																																																							

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																																																														
<p>2 県における犯罪被害等に関する相談状況</p> <p>（1）みやぎ被害者支援センター相談対応状況</p> <p>公益社団法人みやぎ被害者支援センターにおける令和<u>6</u>年度の相談対応件数は<u>1, 018</u>件で、10年前の約<u>1.8</u>倍に増加しており、近年、同センターの認知度が上昇していることがうかがえます。（図表2-2-1）</p> <p>■ 図表2-2-1 みやぎ被害者支援センター相談対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電話相談</th> <th>来所・面接</th> <th>直接支援</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27年度</td><td>576</td><td>519</td><td>431</td><td>519</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>519</td><td>431</td><td>421</td><td>519</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>431</td><td>421</td><td>471</td><td>471</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>471</td><td>390</td><td>390</td><td>471</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>390</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>591</td><td>390</td><td>421</td><td>591</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>390</td><td>1,105</td><td>1,105</td><td>1,105</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>1,105</td><td>1,018</td><td>1,018</td><td>1,018</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td>1,018</td><td>1,366</td><td>1,366</td><td>1,366</td></tr> <tr><td>R6年度</td><td>1,366</td><td>1,366</td><td>1,366</td><td>1,366</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：みやぎ被害者支援センター提供</p>	年度	電話相談	来所・面接	直接支援	合計	H27年度	576	519	431	519	H28年度	519	431	421	519	H29年度	431	421	471	471	H30年度	471	390	390	471	R元年度	390	591	591	591	R2年度	591	390	421	591	R3年度	390	1,105	1,105	1,105	R4年度	1,105	1,018	1,018	1,018	R5年度	1,018	1,366	1,366	1,366	R6年度	1,366	1,366	1,366	1,366	<p>2 県における犯罪被害等に関する相談状況</p> <p>（1）みやぎ被害者支援センター相談対応状況</p> <p>公益社団法人みやぎ被害者支援センターにおける令和<u>5</u>年度の相談対応件数は<u>1, 366</u>件で、10年前の約<u>2.2</u>倍に増加しており、近年、同センターの認知度が上昇していることがうかがえます。（図表2-2-1）</p> <p>■ 図表2-2-1 みやぎ被害者支援センター相談対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電話相談</th> <th>来所・面接</th> <th>直接支援</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>628</td><td>576</td><td>519</td><td>628</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>576</td><td>519</td><td>431</td><td>576</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>519</td><td>431</td><td>421</td><td>519</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>431</td><td>421</td><td>471</td><td>471</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>421</td><td>390</td><td>390</td><td>421</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>390</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>591</td><td>390</td><td>421</td><td>591</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>390</td><td>1,105</td><td>1,105</td><td>1,105</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>1,105</td><td>1,018</td><td>1,018</td><td>1,018</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td>1,018</td><td>1,366</td><td>1,366</td><td>1,366</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：みやぎ被害者支援センター提供</p>	年度	電話相談	来所・面接	直接支援	合計	H26年度	628	576	519	628	H27年度	576	519	431	576	H28年度	519	431	421	519	H29年度	431	421	471	471	H30年度	421	390	390	421	R元年度	390	591	591	591	R2年度	591	390	421	591	R3年度	390	1,105	1,105	1,105	R4年度	1,105	1,018	1,018	1,018	R5年度	1,018	1,366	1,366	1,366	
年度	電話相談	来所・面接	直接支援	合計																																																																																																												
H27年度	576	519	431	519																																																																																																												
H28年度	519	431	421	519																																																																																																												
H29年度	431	421	471	471																																																																																																												
H30年度	471	390	390	471																																																																																																												
R元年度	390	591	591	591																																																																																																												
R2年度	591	390	421	591																																																																																																												
R3年度	390	1,105	1,105	1,105																																																																																																												
R4年度	1,105	1,018	1,018	1,018																																																																																																												
R5年度	1,018	1,366	1,366	1,366																																																																																																												
R6年度	1,366	1,366	1,366	1,366																																																																																																												
年度	電話相談	来所・面接	直接支援	合計																																																																																																												
H26年度	628	576	519	628																																																																																																												
H27年度	576	519	431	576																																																																																																												
H28年度	519	431	421	519																																																																																																												
H29年度	431	421	471	471																																																																																																												
H30年度	421	390	390	421																																																																																																												
R元年度	390	591	591	591																																																																																																												
R2年度	591	390	421	591																																																																																																												
R3年度	390	1,105	1,105	1,105																																																																																																												
R4年度	1,105	1,018	1,018	1,018																																																																																																												
R5年度	1,018	1,366	1,366	1,366																																																																																																												

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																																																																														
<p>(2) 性暴力相談支援センターみやぎ相談対応状況</p> <p>性暴力相談支援センターみやぎにおける令和6年度の相談対応件数は、<u>847</u>件で、10年前の約<u>2.1</u>倍に増加しています。</p> <p>メールによる相談は、相談の受付を開始した令和4年度に26件、令和<u>6</u>年度には<u>46</u>件となり、全体に占める割合も増加しています。（図表2-2-2）</p> <p>■ 図表2-2-2 性暴力被害相談支援センター宮城相談対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電話相談</th> <th>来所・面接</th> <th>メール</th> <th>直接支援</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27年度</td><td>394</td><td>367</td><td>284</td><td>260</td><td>394</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>367</td><td>284</td><td>260</td><td>266</td><td>367</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>284</td><td>260</td><td>321</td><td>266</td><td>284</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>260</td><td>321</td><td>321</td><td>266</td><td>321</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>447</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>447</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>905</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>905</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>1,169</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>1,169</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>847</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>847</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	電話相談	来所・面接	メール	直接支援	合計	H27年度	394	367	284	260	394	H28年度	367	284	260	266	367	H29年度	284	260	321	266	284	H30年度	260	321	321	266	321	R元年度	447	266	266	266	447	R2年度	905	266	266	266	905	R3年度	1,169	266	266	266	1,169	R4年度	847	266	266	266	847	R5年度						<p>(2) 性暴力相談支援センターみやぎ相談対応状況</p> <p>性暴力相談支援センターみやぎにおける令和<u>5</u>年度の相談対応件数は、<u>1,169</u>件で、10年前の約<u>2.7</u>倍に増加しています。</p> <p>メールによる相談は、相談の受付を開始した令和4年度に26件、令和<u>5</u>年度には<u>44</u>件となり、全体に占める割合も増加しています。（図表2-2-2）</p> <p>■ 図表2-2-2 性暴力被害相談支援センター宮城相談対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電話相談</th> <th>来所・面接</th> <th>メール</th> <th>直接支援</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>434</td><td>394</td><td>394</td><td>394</td><td>434</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>394</td><td>367</td><td>367</td><td>367</td><td>394</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>367</td><td>284</td><td>284</td><td>284</td><td>367</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>284</td><td>260</td><td>321</td><td>266</td><td>321</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>260</td><td>321</td><td>321</td><td>266</td><td>321</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>447</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>447</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>905</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>905</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>1,169</td><td>266</td><td>266</td><td>266</td><td>1,169</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	電話相談	来所・面接	メール	直接支援	合計	H26年度	434	394	394	394	434	H27年度	394	367	367	367	394	H28年度	367	284	284	284	367	H29年度	284	260	321	266	321	H30年度	260	321	321	266	321	R元年度	266	266	266	266	266	R2年度	447	266	266	266	447	R3年度	905	266	266	266	905	R4年度	1,169	266	266	266	1,169	R5年度						
年度	電話相談	来所・面接	メール	直接支援	合計																																																																																																																											
H27年度	394	367	284	260	394																																																																																																																											
H28年度	367	284	260	266	367																																																																																																																											
H29年度	284	260	321	266	284																																																																																																																											
H30年度	260	321	321	266	321																																																																																																																											
R元年度	447	266	266	266	447																																																																																																																											
R2年度	905	266	266	266	905																																																																																																																											
R3年度	1,169	266	266	266	1,169																																																																																																																											
R4年度	847	266	266	266	847																																																																																																																											
R5年度																																																																																																																																
年度	電話相談	来所・面接	メール	直接支援	合計																																																																																																																											
H26年度	434	394	394	394	434																																																																																																																											
H27年度	394	367	367	367	394																																																																																																																											
H28年度	367	284	284	284	367																																																																																																																											
H29年度	284	260	321	266	321																																																																																																																											
H30年度	260	321	321	266	321																																																																																																																											
R元年度	266	266	266	266	266																																																																																																																											
R2年度	447	266	266	266	447																																																																																																																											
R3年度	905	266	266	266	905																																																																																																																											
R4年度	1,169	266	266	266	1,169																																																																																																																											
R5年度																																																																																																																																
<p>出典：性暴力被害相談支援センター宮城提供</p>	<p>出典：性暴力被害相談支援センター宮城提供</p>																																																																																																																															

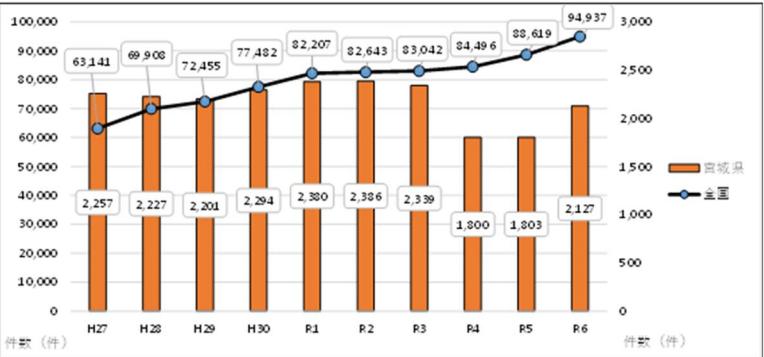
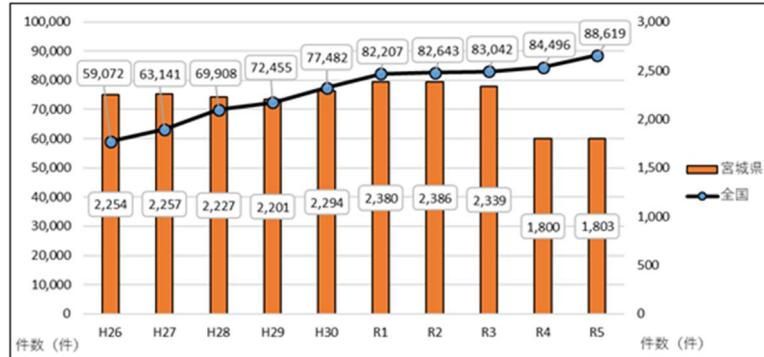
宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																																																																								
<p>(3) 児童虐待の相談対応状況</p> <p>全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和<u>5</u>年度に<u>22万5,509</u>件となり、過去9年間で最多となっています。</p> <p>(図表2-2-3)</p> <p>宮城県の児童相談所における児童虐待対応件数は、令和<u>5</u>年度に<u>1,928</u>件となっており、10年前の約<u>2</u>倍に増加しています。(図表2-2-4)</p> <p>■ 図表2-2-3 児童相談所における児童虐待種類別相談対応状況 (全国)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>身体的虐待</th> <th>性的虐待</th> <th>心理的虐待</th> <th>ネグレクト</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27年度</td><td>28,621</td><td>31,925</td><td>33,223</td><td>40,238</td><td>103,286</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>31,925</td><td>33,223</td><td>34,138</td><td>49,240</td><td>122,575</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>33,223</td><td>34,138</td><td>35,537</td><td>51,035</td><td>133,778</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>34,138</td><td>35,537</td><td>37,118</td><td>50,044</td><td>159,838</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>35,537</td><td>37,118</td><td>38,391</td><td>49,241</td><td>193,780</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>37,118</td><td>38,391</td><td>40,118</td><td>50,035</td><td>205,044</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>38,391</td><td>40,118</td><td>42,724</td><td>50,245</td><td>207,660</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>40,118</td><td>42,724</td><td>44,724</td><td>51,448</td><td>214,843</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td>42,724</td><td>44,724</td><td>46,948</td><td>51,623</td><td>225,509</td></tr> </tbody> </table>	年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	H27年度	28,621	31,925	33,223	40,238	103,286	H28年度	31,925	33,223	34,138	49,240	122,575	H29年度	33,223	34,138	35,537	51,035	133,778	H30年度	34,138	35,537	37,118	50,044	159,838	R元年度	35,537	37,118	38,391	49,241	193,780	R2年度	37,118	38,391	40,118	50,035	205,044	R3年度	38,391	40,118	42,724	50,245	207,660	R4年度	40,118	42,724	44,724	51,448	214,843	R5年度	42,724	44,724	46,948	51,623	225,509	<p>(3) 児童虐待の相談対応状況</p> <p>全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和<u>4</u>年度に<u>21万9,170</u>件となり、過去9年間で最多となっています。</p> <p>(図表2-2-3)</p> <p>宮城県の児童相談所における児童虐待対応件数は、令和<u>4</u>年度に<u>2,065</u>件となっており、10年前の約<u>2.6</u>倍に増加しています。(図表2-2-4)</p> <p>■ 図表2-2-3 児童相談所における児童虐待種類別相談対応状況 (全国)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>身体的虐待</th> <th>性的虐待</th> <th>心理的虐待</th> <th>ネグレクト</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>26,181</td><td>28,621</td><td>31,925</td><td>33,223</td><td>88,931</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>28,621</td><td>31,925</td><td>33,223</td><td>40,238</td><td>103,286</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>31,925</td><td>33,223</td><td>34,138</td><td>49,240</td><td>122,575</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>33,223</td><td>34,138</td><td>35,537</td><td>51,035</td><td>133,778</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>34,138</td><td>35,537</td><td>37,118</td><td>50,044</td><td>159,838</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>35,537</td><td>37,118</td><td>38,391</td><td>49,241</td><td>193,780</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>37,118</td><td>38,391</td><td>40,118</td><td>50,245</td><td>205,044</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>38,391</td><td>40,118</td><td>42,724</td><td>51,448</td><td>207,660</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>40,118</td><td>42,724</td><td>44,724</td><td>51,679</td><td>219,170</td></tr> </tbody> </table>	年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	H26年度	26,181	28,621	31,925	33,223	88,931	H27年度	28,621	31,925	33,223	40,238	103,286	H28年度	31,925	33,223	34,138	49,240	122,575	H29年度	33,223	34,138	35,537	51,035	133,778	H30年度	34,138	35,537	37,118	50,044	159,838	R元年度	35,537	37,118	38,391	49,241	193,780	R2年度	37,118	38,391	40,118	50,245	205,044	R3年度	38,391	40,118	42,724	51,448	207,660	R4年度	40,118	42,724	44,724	51,679	219,170	
年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計																																																																																																																					
H27年度	28,621	31,925	33,223	40,238	103,286																																																																																																																					
H28年度	31,925	33,223	34,138	49,240	122,575																																																																																																																					
H29年度	33,223	34,138	35,537	51,035	133,778																																																																																																																					
H30年度	34,138	35,537	37,118	50,044	159,838																																																																																																																					
R元年度	35,537	37,118	38,391	49,241	193,780																																																																																																																					
R2年度	37,118	38,391	40,118	50,035	205,044																																																																																																																					
R3年度	38,391	40,118	42,724	50,245	207,660																																																																																																																					
R4年度	40,118	42,724	44,724	51,448	214,843																																																																																																																					
R5年度	42,724	44,724	46,948	51,623	225,509																																																																																																																					
年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計																																																																																																																					
H26年度	26,181	28,621	31,925	33,223	88,931																																																																																																																					
H27年度	28,621	31,925	33,223	40,238	103,286																																																																																																																					
H28年度	31,925	33,223	34,138	49,240	122,575																																																																																																																					
H29年度	33,223	34,138	35,537	51,035	133,778																																																																																																																					
H30年度	34,138	35,537	37,118	50,044	159,838																																																																																																																					
R元年度	35,537	37,118	38,391	49,241	193,780																																																																																																																					
R2年度	37,118	38,391	40,118	50,245	205,044																																																																																																																					
R3年度	38,391	40,118	42,724	51,448	207,660																																																																																																																					
R4年度	40,118	42,724	44,724	51,679	219,170																																																																																																																					
<p>出典：こども家庭庁「令和<u>5</u>年度児童相談所における児童虐待相談対応件数_____」</p>	<p>出典：こども家庭庁「令和<u>4</u>年度児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」</p>																																																																																																																									

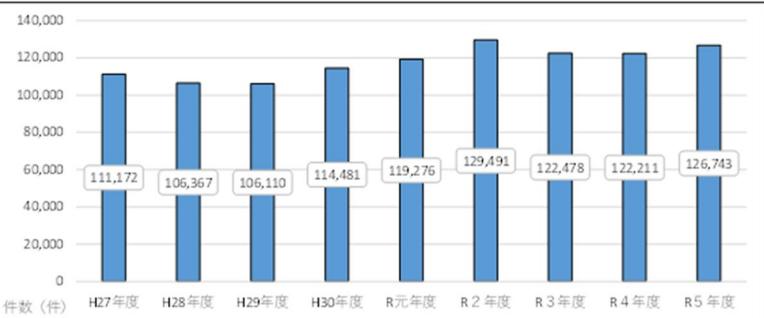
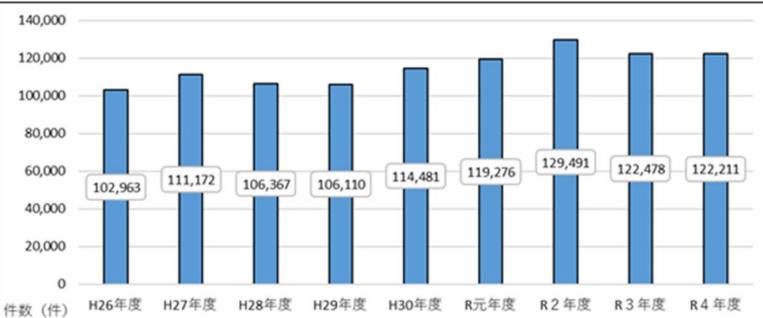
宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																																																																								
<p>■ 図表2-2-4 児童相談所における児童虐待種類別相談対応状況 (宮城県)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>身体的虐待</th> <th>性的虐待</th> <th>心理的虐待</th> <th>ネグレクト</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27年度</td><td>247</td><td>10</td><td>522</td><td>170</td><td>949</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>211</td><td>6</td><td>456</td><td>139</td><td>812</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>173</td><td>6</td><td>424</td><td>124</td><td>727</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>200</td><td>17</td><td>524</td><td>153</td><td>894</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>356</td><td>17</td><td>659</td><td>206</td><td>1,238</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>351</td><td>24</td><td>912</td><td>144</td><td>1,431</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>348</td><td>22</td><td>1,132</td><td>262</td><td>1,764</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>462</td><td>26</td><td>1,239</td><td>307</td><td>2,034</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td>501</td><td>30</td><td>1,126</td><td>271</td><td>1,928</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県「令和5年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数」</p>	年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	H27年度	247	10	522	170	949	H28年度	211	6	456	139	812	H29年度	173	6	424	124	727	H30年度	200	17	524	153	894	R元年度	356	17	659	206	1,238	R2年度	351	24	912	144	1,431	R3年度	348	22	1,132	262	1,764	R4年度	462	26	1,239	307	2,034	R5年度	501	30	1,126	271	1,928	<p>■ 図表2-2-4 児童相談所における児童虐待種類別相談対応状況 (宮城県)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>身体的虐待</th> <th>性的虐待</th> <th>心理的虐待</th> <th>ネグレクト</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>241</td><td>11</td><td>390</td><td>160</td><td>802</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>247</td><td>10</td><td>522</td><td>170</td><td>949</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>211</td><td>6</td><td>456</td><td>139</td><td>812</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>173</td><td>6</td><td>424</td><td>124</td><td>727</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>200</td><td>17</td><td>524</td><td>153</td><td>894</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>356</td><td>17</td><td>659</td><td>206</td><td>1,238</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>351</td><td>24</td><td>912</td><td>144</td><td>1,431</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>348</td><td>22</td><td>1,132</td><td>262</td><td>1,764</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>464</td><td>20</td><td>1,273</td><td>308</td><td>2,065</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県「令和4年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数」</p>	年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	H26年度	241	11	390	160	802	H27年度	247	10	522	170	949	H28年度	211	6	456	139	812	H29年度	173	6	424	124	727	H30年度	200	17	524	153	894	R元年度	356	17	659	206	1,238	R2年度	351	24	912	144	1,431	R3年度	348	22	1,132	262	1,764	R4年度	464	20	1,273	308	2,065	
年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計																																																																																																																					
H27年度	247	10	522	170	949																																																																																																																					
H28年度	211	6	456	139	812																																																																																																																					
H29年度	173	6	424	124	727																																																																																																																					
H30年度	200	17	524	153	894																																																																																																																					
R元年度	356	17	659	206	1,238																																																																																																																					
R2年度	351	24	912	144	1,431																																																																																																																					
R3年度	348	22	1,132	262	1,764																																																																																																																					
R4年度	462	26	1,239	307	2,034																																																																																																																					
R5年度	501	30	1,126	271	1,928																																																																																																																					
年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計																																																																																																																					
H26年度	241	11	390	160	802																																																																																																																					
H27年度	247	10	522	170	949																																																																																																																					
H28年度	211	6	456	139	812																																																																																																																					
H29年度	173	6	424	124	727																																																																																																																					
H30年度	200	17	524	153	894																																																																																																																					
R元年度	356	17	659	206	1,238																																																																																																																					
R2年度	351	24	912	144	1,431																																																																																																																					
R3年度	348	22	1,132	262	1,764																																																																																																																					
R4年度	464	20	1,273	308	2,065																																																																																																																					
<p>(4) 障がい者虐待の通報・相談件数</p> <p>全国における障がい者虐待の通報・相談件数は、10年前から毎年増加し、令和5年度中は、<u>1万5,590</u>件となっています。</p> <p>(図表2-2-5)</p> <p>宮城県における障がい者虐待の通報・相談件数は、令和5年度中は<u>357</u>件となっており、10年前の約<u>3.5</u>倍になっています。</p> <p>(図表2-2-6)</p>	<p>(4) 障がい者虐待の通報・相談件数</p> <p>全国における障がい者虐待の通報・相談件数は、10年前から毎年増加し、令和4年度中は、<u>1万2,754</u>件となっています。</p> <p>(図表2-2-5)</p> <p>宮城県における障がい者虐待の通報・相談件数は、令和4年度中は<u>280</u>件となっており、10年前の約<u>3.4</u>倍になっています。</p> <p>(図表2-2-6)</p>																																																																																																																									

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																																
<p>■ 図表2-2-5 障がい者虐待の通報・相談件数（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>養護者による虐待</th> <th>従事者等による虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27年度</td><td>4,450</td><td>2,160</td><td>6,610</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>4,606</td><td>2,115</td><td>6,721</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>4,649</td><td>2,374</td><td>7,023</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>5,331</td><td>2,605</td><td>7,936</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>5,758</td><td>2,761</td><td>8,519</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>6,556</td><td>2,865</td><td>9,421</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>7,337</td><td>3,208</td><td>10,545</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>8,650</td><td>4,104</td><td>12,754</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td>9,972</td><td>5,618</td><td>15,590</td></tr> </tbody> </table>	年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計	H27年度	4,450	2,160	6,610	H28年度	4,606	2,115	6,721	H29年度	4,649	2,374	7,023	H30年度	5,331	2,605	7,936	R元年度	5,758	2,761	8,519	R2年度	6,556	2,865	9,421	R3年度	7,337	3,208	10,545	R4年度	8,650	4,104	12,754	R5年度	9,972	5,618	15,590	<p>■ 図表2-2-5 障がい者虐待の通報・相談件数（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>養護者による虐待</th> <th>従事者等による虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>6,204</td><td>1,746</td><td>6,204</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>6,610</td><td>2,160</td><td>6,610</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>6,721</td><td>2,374</td><td>7,023</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>7,023</td><td>2,605</td><td>7,936</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>7,936</td><td>2,761</td><td>8,519</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>8,519</td><td>2,865</td><td>9,421</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>9,421</td><td>3,208</td><td>10,545</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>10,545</td><td>4,104</td><td>12,754</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>12,754</td><td>5,618</td><td>12,754</td></tr> </tbody> </table>	年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計	H26年度	6,204	1,746	6,204	H27年度	6,610	2,160	6,610	H28年度	6,721	2,374	7,023	H29年度	7,023	2,605	7,936	H30年度	7,936	2,761	8,519	R元年度	8,519	2,865	9,421	R2年度	9,421	3,208	10,545	R3年度	10,545	4,104	12,754	R4年度	12,754	5,618	12,754	
年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計																																																																															
H27年度	4,450	2,160	6,610																																																																															
H28年度	4,606	2,115	6,721																																																																															
H29年度	4,649	2,374	7,023																																																																															
H30年度	5,331	2,605	7,936																																																																															
R元年度	5,758	2,761	8,519																																																																															
R2年度	6,556	2,865	9,421																																																																															
R3年度	7,337	3,208	10,545																																																																															
R4年度	8,650	4,104	12,754																																																																															
R5年度	9,972	5,618	15,590																																																																															
年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計																																																																															
H26年度	6,204	1,746	6,204																																																																															
H27年度	6,610	2,160	6,610																																																																															
H28年度	6,721	2,374	7,023																																																																															
H29年度	7,023	2,605	7,936																																																																															
H30年度	7,936	2,761	8,519																																																																															
R元年度	8,519	2,865	9,421																																																																															
R2年度	9,421	3,208	10,545																																																																															
R3年度	10,545	4,104	12,754																																																																															
R4年度	12,754	5,618	12,754																																																																															
<p>出典：厚生労働省「障害者虐待事例への対応状況調査結果等について」</p>	<p>出典：厚生労働省「障害者虐待事例への対応状況調査結果等について」</p>																																																																																	
<p>■ 図表2-2-6 障がい者虐待の通報・相談件数（宮城県）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>養護者による虐待</th> <th>従事者等による虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27年度</td><td>103</td><td>77</td><td>103</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>77</td><td>72</td><td>77</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>117</td><td>72</td><td>117</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>180</td><td>56</td><td>180</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>190</td><td>58</td><td>190</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>202</td><td>67</td><td>202</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>280</td><td>72</td><td>280</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>357</td><td>96</td><td>357</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td>357</td><td>96</td><td>357</td></tr> </tbody> </table>	年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計	H27年度	103	77	103	H28年度	77	72	77	H29年度	117	72	117	H30年度	180	56	180	R元年度	190	58	190	R2年度	202	67	202	R3年度	280	72	280	R4年度	357	96	357	R5年度	357	96	357	<p>■ 図表2-2-6 障がい者虐待の通報・相談件数（宮城県）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>養護者による虐待</th> <th>従事者等による虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>83</td><td>48</td><td>83</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>103</td><td>70</td><td>103</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>77</td><td>54</td><td>77</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>72</td><td>46</td><td>72</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>117</td><td>26</td><td>117</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>180</td><td>27</td><td>180</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>190</td><td>70</td><td>190</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>202</td><td>56</td><td>202</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>280</td><td>67</td><td>280</td></tr> </tbody> </table>	年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計	H26年度	83	48	83	H27年度	103	70	103	H28年度	77	54	77	H29年度	72	46	72	H30年度	117	26	117	R元年度	180	27	180	R2年度	190	70	190	R3年度	202	56	202	R4年度	280	67	280	
年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計																																																																															
H27年度	103	77	103																																																																															
H28年度	77	72	77																																																																															
H29年度	117	72	117																																																																															
H30年度	180	56	180																																																																															
R元年度	190	58	190																																																																															
R2年度	202	67	202																																																																															
R3年度	280	72	280																																																																															
R4年度	357	96	357																																																																															
R5年度	357	96	357																																																																															
年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計																																																																															
H26年度	83	48	83																																																																															
H27年度	103	70	103																																																																															
H28年度	77	54	77																																																																															
H29年度	72	46	72																																																																															
H30年度	117	26	117																																																																															
R元年度	180	27	180																																																																															
R2年度	190	70	190																																																																															
R3年度	202	56	202																																																																															
R4年度	280	67	280																																																																															

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																												
<p>出典：厚生労働省「「障害者虐待の防止、障害者の養護等に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」</p> <p>（5）高齢者虐待の通報・相談件数</p> <p>全国における高齢者虐待の通報・相談件数は、10年前から毎年増加し、令和5年度は、<u>4万3,827</u>件となっています。</p> <p>（図表2-2-7）</p> <p>宮城県における高齢者虐待の通報・相談件数も全国と同様、10年前から毎年増加し、令和5年度は、<u>1,049</u>件となっています。（図表2-2-8）</p>	<p>出典：厚生労働省「「障害者虐待の防止、障害者の養護等に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」</p> <p>（5）高齢者虐待の通報・相談件数</p> <p>全国における高齢者虐待の通報・相談件数は、10年前から毎年増加し、令和4年度は、<u>4万1,086</u>件となっています。</p> <p>（図表2-2-7）</p> <p>宮城県における高齢者虐待の通報・相談件数も全国と同様、10年前から毎年増加し、令和4年度は、<u>975</u>件となっています。（図表2-2-8）</p>																																																																													
<p>■ 図表2-2-7 高齢者虐待の通報・相談件数（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>高齢者による虐待</th> <th>従事者等による虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27年度</td> <td>28,328</td> <td>2,963</td> <td>31,291</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>29,663</td> <td>3,1938</td> <td>32,861</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>31,938</td> <td>34,418</td> <td>35,356</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>34,418</td> <td>36,324</td> <td>36,742</td> </tr> <tr> <td>R1年度</td> <td>36,324</td> <td>37,871</td> <td>38,195</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>37,871</td> <td>38,768</td> <td>38,539</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>38,768</td> <td>41,086</td> <td>41,854</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>41,086</td> <td>43,827</td> <td>43,913</td> </tr> </tbody> </table>	年度	高齢者による虐待	従事者等による虐待	合計	H27年度	28,328	2,963	31,291	H28年度	29,663	3,1938	32,861	H29年度	31,938	34,418	35,356	H30年度	34,418	36,324	36,742	R1年度	36,324	37,871	38,195	R2年度	37,871	38,768	38,539	R3年度	38,768	41,086	41,854	R4年度	41,086	43,827	43,913	<p>■ 図表2-2-7 高齢者虐待の通報・相談件数（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>高齢者による虐待</th> <th>従事者等による虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年度</td> <td>26,911</td> <td>1,120</td> <td>28,031</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>28,328</td> <td>1,640</td> <td>30,968</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>29,663</td> <td>1,723</td> <td>31,386</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>31,938</td> <td>2,187</td> <td>34,125</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>34,418</td> <td>2,267</td> <td>36,685</td> </tr> <tr> <td>R1年度</td> <td>36,324</td> <td>2,097</td> <td>38,421</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>37,871</td> <td>2,390</td> <td>40,261</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>38,768</td> <td>2,795</td> <td>41,563</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>41,086</td> <td>43,827</td> <td>43,913</td> </tr> </tbody> </table>	年度	高齢者による虐待	従事者等による虐待	合計	H26年度	26,911	1,120	28,031	H27年度	28,328	1,640	30,968	H28年度	29,663	1,723	31,386	H29年度	31,938	2,187	34,125	H30年度	34,418	2,267	36,685	R1年度	36,324	2,097	38,421	R2年度	37,871	2,390	40,261	R3年度	38,768	2,795	41,563	R4年度	41,086	43,827	43,913	
年度	高齢者による虐待	従事者等による虐待	合計																																																																											
H27年度	28,328	2,963	31,291																																																																											
H28年度	29,663	3,1938	32,861																																																																											
H29年度	31,938	34,418	35,356																																																																											
H30年度	34,418	36,324	36,742																																																																											
R1年度	36,324	37,871	38,195																																																																											
R2年度	37,871	38,768	38,539																																																																											
R3年度	38,768	41,086	41,854																																																																											
R4年度	41,086	43,827	43,913																																																																											
年度	高齢者による虐待	従事者等による虐待	合計																																																																											
H26年度	26,911	1,120	28,031																																																																											
H27年度	28,328	1,640	30,968																																																																											
H28年度	29,663	1,723	31,386																																																																											
H29年度	31,938	2,187	34,125																																																																											
H30年度	34,418	2,267	36,685																																																																											
R1年度	36,324	2,097	38,421																																																																											
R2年度	37,871	2,390	40,261																																																																											
R3年度	38,768	2,795	41,563																																																																											
R4年度	41,086	43,827	43,913																																																																											

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																																
<p>出典：厚生労働省「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」</p> <p>■ 図表2-2-8 高齢者虐待の通報・相談件数（宮城県）</p> <p>图表2-2-8展示了宫城县高龄者虐待的通报和咨询件数。该图是一个复式图表，包含柱状图和折线图。柱状图显示了“養護者による虐待”（橘色）和“従事者等による虐待”（蓝色）的件数。折线图显示了“合計”（深蓝色）的件数。数据从H27年度到R5年度，显示了逐年增加的趋势。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>養護者による虐待</th> <th>従事者等による虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27年度</td><td>563</td><td>20</td><td>583</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>642</td><td>26</td><td>668</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>679</td><td>31</td><td>710</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>690</td><td>24</td><td>714</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>792</td><td>24</td><td>816</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>862</td><td>25</td><td>877</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>900</td><td>24</td><td>924</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>951</td><td>24</td><td>975</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td>1,022</td><td>27</td><td>1,049</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県「高齢者虐待に関する調査結果について」</p> <p>(6) DV被害等の相談件数</p> <p>警察におけるDV被害等の相談件数は、全国では10年前から年々増加傾向にあり、宮城県では令和3年中までは横ばいの傾向で、令和6年中は<u>2,127</u>件となっています。</p> <p>(図表2-2-9)</p> <p>全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、増減の傾向</p>	年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計	H27年度	563	20	583	H28年度	642	26	668	H29年度	679	31	710	H30年度	690	24	714	R元年度	792	24	816	R2年度	862	25	877	R3年度	900	24	924	R4年度	951	24	975	R5年度	1,022	27	1,049	<p>出典：厚生労働省「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」</p> <p>■ 図表2-2-8 高齢者虐待の通報・相談件数（宮城県）</p> <p>图表2-2-8展示了宫城县高龄者虐待的通报和咨询件数。该图是一个复式图表，包含柱状图和折线图。柱状图显示了“養護者による虐待”（橘色）和“従事者等による虐待”（蓝色）的件数。折线图显示了“合計”（深蓝色）的件数。数据从H26年度到R4年度，显示了逐年增加的趋势。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>養護者による虐待</th> <th>従事者等による虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>560</td><td>9</td><td>560</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>563</td><td>20</td><td>583</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>642</td><td>26</td><td>668</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>679</td><td>31</td><td>710</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>690</td><td>24</td><td>714</td></tr> <tr><td>R元年度</td><td>792</td><td>24</td><td>816</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>852</td><td>25</td><td>877</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>900</td><td>24</td><td>924</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>951</td><td>24</td><td>975</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：宮城県「高齢者虐待に関する調査結果について」</p> <p>(6) DV被害等の相談件数</p> <p>警察におけるDV被害等の相談件数は、全国では10年前から年々増加傾向にあり、宮城県では令和3年中までは横ばいの傾向で、令和5年中は<u>1,803</u>件となっています。</p> <p>(図表2-2-9)</p> <p>全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、増減の傾向</p>	年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計	H26年度	560	9	560	H27年度	563	20	583	H28年度	642	26	668	H29年度	679	31	710	H30年度	690	24	714	R元年度	792	24	816	R2年度	852	25	877	R3年度	900	24	924	R4年度	951	24	975	
年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計																																																																															
H27年度	563	20	583																																																																															
H28年度	642	26	668																																																																															
H29年度	679	31	710																																																																															
H30年度	690	24	714																																																																															
R元年度	792	24	816																																																																															
R2年度	862	25	877																																																																															
R3年度	900	24	924																																																																															
R4年度	951	24	975																																																																															
R5年度	1,022	27	1,049																																																																															
年度	養護者による虐待	従事者等による虐待	合計																																																																															
H26年度	560	9	560																																																																															
H27年度	563	20	583																																																																															
H28年度	642	26	668																																																																															
H29年度	679	31	710																																																																															
H30年度	690	24	714																																																																															
R元年度	792	24	816																																																																															
R2年度	852	25	877																																																																															
R3年度	900	24	924																																																																															
R4年度	951	24	975																																																																															

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																																																		
<p>は認められませんが、令和5年度中は<u>12万6,743</u>件と高水準で推移しています。（図表2-2-10）</p> <p>■ 図表2-2-9 警察におけるDV被害等の相談件数 (全国・宮城県)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>宮城県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>63,141</td><td>2,257</td></tr> <tr><td>H28</td><td>69,908</td><td>2,227</td></tr> <tr><td>H29</td><td>72,455</td><td>2,001</td></tr> <tr><td>H30</td><td>77,482</td><td>2,294</td></tr> <tr><td>R1</td><td>82,207</td><td>2,380</td></tr> <tr><td>R2</td><td>82,643</td><td>2,386</td></tr> <tr><td>R3</td><td>83,042</td><td>2,339</td></tr> <tr><td>R4</td><td>84,496</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>R5</td><td>88,619</td><td>1,803</td></tr> <tr><td>R6</td><td>94,937</td><td>2,127</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：警察庁「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」、宮城県「<u>ストーカー・DV対策推進状況</u>」、「困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画」（注：宮城県の件数は令和4年度から計上方法を変更している）</p>	期間	宮城県	全国	H27	63,141	2,257	H28	69,908	2,227	H29	72,455	2,001	H30	77,482	2,294	R1	82,207	2,380	R2	82,643	2,386	R3	83,042	2,339	R4	84,496	1,800	R5	88,619	1,803	R6	94,937	2,127	<p>は認められませんが、令和4年度中は<u>12万2,211</u>件と高水準で推移しています。（図表2-2-10）</p> <p>■ 図表2-2-9 警察におけるDV被害等の相談件数 (全国・宮城県)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>宮城県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>59,072</td><td>2,254</td></tr> <tr><td>H27</td><td>63,141</td><td>2,257</td></tr> <tr><td>H28</td><td>69,908</td><td>2,227</td></tr> <tr><td>H29</td><td>72,455</td><td>2,001</td></tr> <tr><td>H30</td><td>77,482</td><td>2,294</td></tr> <tr><td>R1</td><td>82,207</td><td>2,380</td></tr> <tr><td>R2</td><td>82,643</td><td>2,386</td></tr> <tr><td>R3</td><td>83,042</td><td>2,339</td></tr> <tr><td>R4</td><td>84,496</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>R5</td><td>88,619</td><td>1,803</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」、宮城県_____「困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画」（注：宮城県の件数は令和4年度から計上方法を変更している）</p>	期間	宮城県	全国	H26	59,072	2,254	H27	63,141	2,257	H28	69,908	2,227	H29	72,455	2,001	H30	77,482	2,294	R1	82,207	2,380	R2	82,643	2,386	R3	83,042	2,339	R4	84,496	1,800	R5	88,619	1,803	<p>表中に数値が示されているため削除</p>
期間	宮城県	全国																																																																		
H27	63,141	2,257																																																																		
H28	69,908	2,227																																																																		
H29	72,455	2,001																																																																		
H30	77,482	2,294																																																																		
R1	82,207	2,380																																																																		
R2	82,643	2,386																																																																		
R3	83,042	2,339																																																																		
R4	84,496	1,800																																																																		
R5	88,619	1,803																																																																		
R6	94,937	2,127																																																																		
期間	宮城県	全国																																																																		
H26	59,072	2,254																																																																		
H27	63,141	2,257																																																																		
H28	69,908	2,227																																																																		
H29	72,455	2,001																																																																		
H30	77,482	2,294																																																																		
R1	82,207	2,380																																																																		
R2	82,643	2,386																																																																		
R3	83,042	2,339																																																																		
R4	84,496	1,800																																																																		
R5	88,619	1,803																																																																		

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考																																								
<p>■ 図表2-2-10 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数 (全国)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27年度</td><td>111,172</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>106,367</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>106,110</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>114,481</td></tr> <tr><td>R1年度</td><td>119,276</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>129,491</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>122,478</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>122,211</td></tr> <tr><td>R5年度</td><td>126,743</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：内閣府「女性に対する暴力の現状と内閣府の取組」</p> <p>3 犯罪被害者等が置かれている状況 (略)</p>	年度	件数 (件)	H27年度	111,172	H28年度	106,367	H29年度	106,110	H30年度	114,481	R1年度	119,276	R2年度	129,491	R3年度	122,478	R4年度	122,211	R5年度	126,743	<p>■ 図表2-2-10 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数 (全国)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26年度</td><td>102,963</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>111,172</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>106,367</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>106,110</td></tr> <tr><td>H30年度</td><td>114,481</td></tr> <tr><td>R1年度</td><td>119,276</td></tr> <tr><td>R2年度</td><td>129,491</td></tr> <tr><td>R3年度</td><td>122,478</td></tr> <tr><td>R4年度</td><td>122,211</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：内閣府「女性に対する暴力の現状と内閣府の取組」</p> <p>3 犯罪被害者等が置かれている状況 (略)</p>	年度	件数 (件)	H26年度	102,963	H27年度	111,172	H28年度	106,367	H29年度	106,110	H30年度	114,481	R1年度	119,276	R2年度	129,491	R3年度	122,478	R4年度	122,211	表中に数値が示されているため削除
年度	件数 (件)																																									
H27年度	111,172																																									
H28年度	106,367																																									
H29年度	106,110																																									
H30年度	114,481																																									
R1年度	119,276																																									
R2年度	129,491																																									
R3年度	122,478																																									
R4年度	122,211																																									
R5年度	126,743																																									
年度	件数 (件)																																									
H26年度	102,963																																									
H27年度	111,172																																									
H28年度	106,367																																									
H29年度	106,110																																									
H30年度	114,481																																									
R1年度	119,276																																									
R2年度	129,491																																									
R3年度	122,478																																									
R4年度	122,211																																									
<p>第3章</p> <p>1 施策体系 (略)</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1) まで (略)</p>	<p>第3章</p> <p>1 施策体系 (略)</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1) まで (略)</p>																																									

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考
<p>（2）宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会</p> <p>支援条例第24条により設置された関係行政機関や民間支援団体で構成する「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」において、構成機関・団体の相互協力及び連携の下に総合的・重層的な支援体制を構築し、犯罪被害者等の求めに応じた支援を推進します。</p> <p>（3）市町村との連携</p> <p>市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、生活を支援する制度・サービスを所管していることから、被害者等の居住市町村と協力し、必要な支援を行います。<u>このとき、（2）の総合的・重層的な支援体制には市町村の参画も求めることとします。</u></p> <p>また、市町村を対象とした会議や研修会を開催し、本計画や支援施策に関する情報提供を行うとともに、具体的な支援方法の共有などを行い、市町村との連携・協力体制を構築します。</p> <p>（4）以降　（略）</p>	<p>（2）宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会</p> <p>支援条例第24条により設置された関係行政機関や民間支援団体で構成する「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」において、構成機関・団体の相互協力及び連携の下に総合的_____な支援体制を構築し、犯罪被害者等の求めに応じた支援を推進します。</p> <p>（3）市町村との連携</p> <p>市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、生活を支援する制度・サービスを所管していることから、被害者等の居住市町村と協力し、必要な支援を行います。_____</p> <p>また、市町村を対象とした会議や研修会を開催し、本計画や支援施策に関する情報提供を行うとともに、具体的な支援方法の共有などを行い、市町村との連携・協力体制を構築します。</p> <p>（4）以降　（略）</p>	<p>施策追加（基本的施策7のNo.1）に伴い記述を追加</p> <p>施策追加（基本的施策7のNo.1）に伴い記述を追加</p>
第4章 表の見方　（略）	第4章 表の見方　（略）	

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）							宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）							備考	
各構成機関・団体による施策一覧（索引）							各構成機関・団体による施策一覧（索引）								
区分	構成機関・団体名	基本目標		1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組			2 損害回復・経済的支援等への取組			基本目標		1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組			
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6		
【国】	1 宮城刑務所	7, 12, 14						3							
	2 東北少年院	7, 12, 14						3							
	3 青葉女子学園	7, 12, 14						3							
	4 仙台地方検察庁	5, 7, 10, 12, 13, 15						1, 2	3						
	5 東北 矯正管区	7, 12, 14													
	6 仙台法務局	11, 12													
	7 更生保護委員会	7, 12, 16													
	8 仙台保護観察所	5, 7, 12, 14, 16						3							
	9 宮城労働局	12			1										
	10 東北運輸局	12													
	11 第二管区海上保安本部	10, 12, 13, 17						4							
	12 宮城海上保安部	10, 12, 13, 17						4							
【宮城県】	13 私学・公益法人課	12													
	14 地域交通政策課	12													
	15 共同参画社会推進課	1, 12			1			2							
	16 消費生活センター	12													
	17 社会福祉課	12													
	18 長寿社会政策課	12													
	19 子ども・家庭支援課	2, 12	3					5							
	20 障害福祉課	12	1												
	21 精神保健推進室	12	2												
	22 児童相談所（※中央・北部・東部を含む）	3, 12	5												
	23 女性相談支援センター	1, 2, 3, 12	3												
	24 精神保健福祉センター	12	2												
【宮城県】	25 記用対策課	12			2										
	26 國際政策課	12													
	27 住宅課	12		1, 2											
	28 義務教育課	—	12	4											
	29 高校教育課	—	12	4											
	30 特別支援教育課	—	12	4											
	31 審査調整課	12			3										
	32 特別支援教育課	—	12	4											
	33 特別支援教育課	—	12												

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）							宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）							備考											
構成機関・団体名	基本目標					3 支援等のための体制整備への取組		4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組					構成機関・団体名	基本目標					3 支援等のための体制整備への取組		4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組				
	基本的施策	7	8	9	10	11	12	13	14	基本的施策	7	8	9	10	11	12	13	14							
1 宮城刑務所	3		1				2			1 宮城刑務所	2		1			2									
2 東北少年院	3		1				2			2 東北少年院	2		1			2									
3 青葉女子学園	3		1				2			3 青葉女子学園	2		1			2									
4 仙台地方検察庁	3		1				2			4 仙台地方検察庁	2		1			2									
5 東北矯正管区	3		1				2			5 仙台矯正管区	2		1			2									
6 仙台法務局	2,3		2				1	2		6 仙台法務局	1,2		—			1	2								
7 更生保護委員会	3		1				2			7 更生保護委員会	2		1			2									
8 仙台保護観察所	3		1				2			8 仙台保護観察所	2		1			2									
9 宮城労働局	3						2			9 宮城労働局	2					2									
10 東北運輸局	2,3						2,3			10 東北運輸局	1,2					2,3									
11 第二管区海上保安本部	3		1				2			11 第二管区海上保安本部	2					2									
12 宮城海上保安部	3		1				2			12 宮城海上保安部	2					2									
13 私学・公益法人課	2,3						2	2		13 私学・公益法人課	1,2					2	2								
14 地域交通政策課	2,3		1				2			14 地域交通政策課	1,2					2									
15 共同参画社会推進課	1,2,3	—	5	1	4		1,2	1,2		15 共同参画社会推進課	1,2	4,5	1	4		1,2	1,2								
16 消費生活センター	2,3		—				2,8			16 消費生活センター	1,2		2			2,8									
17 社会福祉課	3						2			17 社会福祉課	2					2									
18 長寿社会政策課	3		2	3			2			18 長寿社会政策課	2		2	3		2									
19 子ども・家庭支援課	3	1	1,2	7,8			3	2		19 子ども・家庭支援課	2	1	1,2	7,8		3	2								
20 脅害福祉課	3			2			2			20 脅害福祉課	2			2		2									
21 精神保健推進室	3						2			21 精神保健推進室	2					2									
22 児童相談所（※中央・北部・東部を含む）	2,3			1			2			22 児童相談所（※中央・北部・東部を含む）	1,2			1		2									
25 女性相談支援センター	2,3			1,7			2			25 女性相談支援センター	1,2			7		2									
26 精神保健福祉センター	3						2			26 精神保健福祉センター	2					2									
27 雇用対策課	3						2			27 雇用対策課	2					2									
28 国際政策課	3						2			28 国際政策課	2					2									
29 住宅課	3						2			29 住宅課	2					2									
30 義務教育課	3						2	2		30 義務教育課	2					2	2								
31 高校教育課	3						2			31 高校教育課	2					2									
32 特別支援教育課	3						4	2		32 特別支援教育課	2					4	2								
33 善き調整課	3						2			33 善き調整課	2					2									

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）							宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）							備考					
区分	構成機関・団体名	基本目標	1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		2 損害回復・経済的支援等への取組					基本目標	1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		2 損害回復・経済的支援等への取組					備考	
		基本的施策	1 安全の確保	2 福祉健診・医療・ビーサン・ビスの提供及び	3 居住の安定	4 雇用の安定	5 損害賠償の請求に関する	6 経済的負担の軽減	基本的施策	1 安全の確保	2 福祉健診・医療・ビーサン・ビスの提供及び	3 居住の安定	4 雇用の安定	5 損害賠償の請求に関する	6 経済的負担の軽減				
【仙台市】	34 男女共同参画課		2, 12	5						【仙台市】	34 男女共同参画課	2, 13	—						
	35 市民生活課		2, 12						2		35 市民生活課	2, 13						2	
	36 消費生活センター		12								36 消費生活センター	13							
	37 保護自主支援課		12								37 保護自主支援課	13							
	38 精神保健福祉総合センター		12	2							38 精神保健福祉総合センター	13	2						
	39 こども家庭保健課		12								39 こども家庭保健課	13							
	40 こども若者相談支援センター		12								40 こども若者相談支援センター	13							
	41 児童相談所		3, 12								41 児童相談所	2, 3, 13							
	42 交流企画課		12								42 交流企画課	13							
	43 教育相談課		8, 12	4							43 教育相談課	8, 9, 13							
【団体】	44 (公社) 宮城県医師会		12								44 (公社) 宮城県医師会	13							
	45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会		12								45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	13							
	46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター		5, 12						11		46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	13							
	47 (公社) みやぎ被害者支援センター		1, 10, 12	5				1	5, 9, 12		47 (公社) みやぎ被害者支援センター	1, 11, 13				1	9		
	48 (福) 宮城県社会福祉協議会		12								48 (福) 宮城県社会福祉協議会	13							
	49 (福) 仙台市社会福祉協議会		12								49 (福) 仙台市社会福祉協議会	13							
	50 (福) 仙台いのちの電話		12								50 (福) 仙台いのちの電話	13							
	51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所		12						10		51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	13					10		
	52 東北大学病院精神科		12								52 東北大学病院精神科	13							
	53 宮城県警察医会		12								53 宮城県警察医会	13							
	54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会		12								54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	13							
	55 仙台弁護士会		12, 13					1	1, 3		55 仙台弁護士会	13, 14				1	1		
	56 日本司法支援センター宮城地方事務所		4, 12					2			56 日本司法支援センター宮城地方事務所	4, 13				2			
	57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会		12	5							57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会	13							
	58 宮城県市長会		12								58 宮城県市長会	13							
	59 宮城県町村会		12								59 宮城県町村会	13							
【事業者】	60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会		12		3						60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	13		3					
	61 宮城県農業協同組合		12								61 宮城県農業協同組合	13							
【警察】	62 警務課		1, 5, 12, 13, 17	5	3				1, 4		62 警務課	1, 5, 13, 14		3			1, 4		
	63 生活安全企画課		8, 9, 12								63 生活安全企画課	9, 10, 13							
	64 犯罪安全対策課		2, 6, 8, 12						5		64 犯罪安全対策課	2, 6, 9, 13					5		
	65 少年課		12								65 少年課	13							
	66 捜査第一課		10, 12, 13								66 捜査第一課	11, 13							
	67 捜査第三課		12						6		67 捜査第三課	13					6		
	68 組織犯罪対策第一課		5, 12						7, 8		68 組織犯罪対策第一課	5, 13					7, 8		
	69 交通指導課		10, 12, 13					2			69 交通指導課	11, 13, 14					2		

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）											宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）							備考														
構成機関・団体名	基本目標					3 支援等のための体制整備への取組					4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組					構成機関・団体名	基本目標					3 支援等のための体制整備への取組					構成機関・団体名	4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組				
	基本的施策	7 相談及び情報の提供等に対する 民間支援団体等	8 人材の育成	9 支援被害者が潜伏在化に対しやすい	10 犯罪被害者が潜伏在化に対しやすい	11 場犯県民等がの県外支援でを発生けしたた	施学校における教育の実	12 普及啓発	13 調査研究		7 相談及び情報の提供等に対する 民間支援団体等	8 人材の育成	9 支援被害者が潜伏在化に対しやすい	10 犯罪被害者が潜伏在化に対しやすい	11 場犯県民等がの県外支援でを発生けしたた	施学校における教育の実	12 普及啓発	13 調査研究	7 相談及び情報の提供等に対する 民間支援団体等	8 人材の育成	9 支援被害者が潜伏在化に対しやすい	10 犯罪被害者が潜伏在化に対しやすい	11 場犯県民等がの県外支援でを発生けしたた	施学校における教育の実	12 普及啓発	13 調査研究						
34 男女共同参画課	2,3	1	1,2	7		3	2				1,2	1	1	7		3	2															
35 市民生活課	2,3	4		7			2				1,2	4		7			2															
36 消費生活センター	2,3						2,8				1,2						2,8															
37 保護自立支援課	3						2				2						2															
38 精神保健福祉総合センター	3						2				2						2															
39 こども家庭保健課	3		2				2				2						2															
40 こども若者相談支援センター	3					1	2				2						1	2														
41 児童相談所	2,3		1				2				1,2						2															
42 交流企画課	2						2				2						2															
43 教育相談課	2,3					2	2				1,2						2	2														
44 (公社) 宮城県医師会	3		1				2,4				2						2,4															
45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	3						2,5				2						2,5															
46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	2,3		2				2				1,2						2															
47 (公社) みやぎ被害者支援センター	1,2,3	2	1	4,8	1	5	1,2	1			1,2						1,2															
48 (福) 宮城県社会福祉協議会	3						2				2						2															
49 (福) 仙台市社会福祉協議会	3						2				2						2															
50 (福) 仙台いのちの電話	3	3					2				2						2															
51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	2,3					2,6					1,2						2,6															
52 東北大学病院精神科	3						2				2						2															
53 宮城県警察医会	3						2				2						2															
54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	3						2				2						2															
55 仙台弁護士会	2,3						2				2						2															
56 日本司法支援センター宮城地方事務所	3						2				2						2															
57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会	3	2					2				2						2															
58 宮城県市長会	3						2				2						2															
59 宮城県町村会	3						2				2						2															
60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	3						2				2						2															
61 宮城県葬祭業協同組合	3						2				2						2															
62 警務課	1,2,3	2,4,5	1,2,3	4,5	2,3,4	2	1,2				1,2						1,2	2,4,5	3	4,5	2,3	2	1,2									
63 生活安全企画課	3						2				2						2															
64 県民安全対策課	3				7,8	6	2				6		2,7				2		7,8	6	2											
65 少年課	3						6				6		2,7				2				6	2,7										
66 捜査第一課	3					6					2						2			6		2										
67 捜査第三課	3						2				2						2					2										
68 組織犯罪対策第一課	2,3						2				2						1,2						2									
69 交通指導課	3						6				6		2,6				2				6	2,6										

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考											
<p>基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</p> <p>【現状と課題】・【施策の方向】 (略)</p> <p>基本的施策1 安全の確保（第12条）</p> <p>【具体的施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>施策名</th><th>施策の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>犯罪被害者等への緊急避難場所の情報提供及び同行支援</td><td>公判への付添や精通弁護士の紹介など、犯罪被害者等のニーズに沿った支援活動を行います。特に、性犯罪等の相談案件については、緊急避難場所の情報提供や宿泊費・医療費等の助成、避難場所への同行支援等を行います。（共同参画社会推進課、<u>女性相談支援センター</u>【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）</td></tr> </tbody> </table>	No.	施策名	施策の概要	1	犯罪被害者等への緊急避難場所の情報提供及び同行支援	公判への付添や精通弁護士の紹介など、犯罪被害者等のニーズに沿った支援活動を行います。特に、性犯罪等の相談案件については、緊急避難場所の情報提供や宿泊費・医療費等の助成、避難場所への同行支援等を行います。（共同参画社会推進課、 <u>女性相談支援センター</u> 【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）	<p>基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</p> <p>【現状と課題】・【施策の方向】 (略)</p> <p>基本的施策1 安全の確保（第12条）</p> <p>【具体的施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>施策名</th><th>施策の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>犯罪被害者等への緊急避難場所の情報提供及び同行支援</td><td>公判への付添や精通弁護士の紹介など、犯罪被害者等のニーズに沿った支援活動を行います。特に、性犯罪等の相談案件については、緊急避難場所の情報提供や宿泊費・医療費等の助成、避難場所への同行支援等を行います。（共同参画社会推進課_____【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）</td></tr> </tbody> </table>	No.	施策名	施策の概要	1	犯罪被害者等への緊急避難場所の情報提供及び同行支援	公判への付添や精通弁護士の紹介など、犯罪被害者等のニーズに沿った支援活動を行います。特に、性犯罪等の相談案件については、緊急避難場所の情報提供や宿泊費・医療費等の助成、避難場所への同行支援等を行います。（共同参画社会推進課_____【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）		担当課の追加
No.	施策名	施策の概要													
1	犯罪被害者等への緊急避難場所の情報提供及び同行支援	公判への付添や精通弁護士の紹介など、犯罪被害者等のニーズに沿った支援活動を行います。特に、性犯罪等の相談案件については、緊急避難場所の情報提供や宿泊費・医療費等の助成、避難場所への同行支援等を行います。（共同参画社会推進課、 <u>女性相談支援センター</u> 【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）													
No.	施策名	施策の概要													
1	犯罪被害者等への緊急避難場所の情報提供及び同行支援	公判への付添や精通弁護士の紹介など、犯罪被害者等のニーズに沿った支援活動を行います。特に、性犯罪等の相談案件については、緊急避難場所の情報提供や宿泊費・医療費等の助成、避難場所への同行支援等を行います。（共同参画社会推進課_____【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）													

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考		
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	
2	DV 被害者等に対する支援	DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に係る相談対応を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、男女共同参画課、市民生活課【仙台市】、県民安全対策課【警察】）	2	DV 被害者等に対する支援	DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に係る相談対応を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、男女共同参画課、市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）	
No.3～No.4 （略）			No.3～No.4 （略）			
5	再被害防止対策	「再被害防止対策要綱」による再被害防止対象者への支援や、希望者に対する地域警察官の訪問・連絡を行います。 <u>また、被疑者・被告人の再犯防止のため、更生保護などの支援体制を活用し、生活環境の調整を行います。</u> （仙台地方検察庁、仙台保護観察所【国】、（公財）宮城県暴力団追放推進センター【団体】、警務課、組織犯罪対策第一課【警察】）	5	再被害防止対策	「再被害防止対策要綱」による再被害防止対象者への支援や、希望者に対する地域警察官の訪問・連絡を行います。_____ _____ _____（_____） _____警務課、組織犯罪対策第一課【警察】）	担当機関の削除 担当課の追加に伴う記述の追加 担当課の追加

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考	
No.6 （略）			No.6 （略）		
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要
7	「被害者等通知制度」の運用及び加害者の矯正処遇・教育の実施	犯罪被害者等に対する加害者の処遇情報の提供や、被害者的心情等を踏まえた矯正処遇及び教育を実施します。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、仙台地方検察庁、 <u>東北</u> 矯正管区、更生保護委員会、仙台保護観察所【国】）	7	「被害者等通知制度」の運用及び加害者の矯正処遇・教育の実施	犯罪被害者等に対する加害者の処遇情報の提供や、被害者的心情等を踏まえた矯正処遇及び教育を実施します。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、仙台地方検察庁、 <u>仙台</u> 矯正管区、更生保護委員会、仙台保護観察所【国】）
			8	<u>学校における心のケア</u>	<u>重大事件等が発生した場合に、県教委及び市教委がスクールカウンセラーを当該校に派遣し、心のケアを行います。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課【県】、教育相談課【仙台市】）</u>

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）			備考	
No.8～No.12			No.9～No.13			No.ずれ	
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要		
<u>13</u>	二次的被害の防止	犯罪被害者等の情報が公表、報道されることによる二次的被害の防止のため、捜査、公判、報道等による配慮を行うとともに、関係者の研修を行います。（仙台地方検察庁、第二管区海上保安本部、宮城海上保安部【国】、仙台弁護士会【団体】、警務課、 <u>捜査第一課</u> 、交通指導課【警察】）	<u>14</u>	二次的被害の防止	犯罪被害者等の情報が公表、報道されることによる二次的被害の防止のため、捜査、公判、報道等による配慮を行うとともに、関係者の研修を行います。（仙台地方検察庁、第二管区海上保安本部、宮城海上保安部【国】、仙台弁護士会【団体】、警務課、_____交通指導課【警察】）		No.ずれ
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	担当課の追加	
<u>14</u>	「心情等聴取・伝達制度」の運用	標記制度により、加害者に対する被害者の心情等の伝達結果等を提供するほか、制度を円滑に利用できるよう関係機関・団体との連携を図りながら体制整備に努めます。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、 <u>東北矯正管区</u> 、仙台保護観察所【国】）	<u>15</u>	「心情等聴取・伝達制度」の運用	標記制度により、加害者に対する被害者の心情等の伝達結果等を提供するほか、制度を円滑に利用できるよう関係機関・団体との連携を図りながら体制整備に努めます。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、 <u>仙台矯正管区</u> 、仙台保護観察所【国】）		No.ずれ
						機関名の変更	

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考	
No. <u>15</u> ～No. <u>16</u>			No. <u>16</u> ～No. <u>17</u>	No.ずれ	
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要
<u>17</u>	「被害者連絡制度」の運用	捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況等について犯罪被害者等が希望した場合に連絡するほか、相談内容に応じて、警察、検察庁等の支援制度、民間被害者支援団体における支援制度の情報を提供します。 (第二管区海上保安本部、宮城海上保安部 【国】 、警務課【警察】)	<u>18</u>	「被害者連絡制度」の運用	捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況等について犯罪被害者等が希望した場合に連絡するほか、相談内容に応じて、警察、検察庁等の支援制度、民間被害者支援団体における支援制度の情報を提供します。 (第二管区海上保安本部、宮城海上保安部 【国】 _____)
基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条) 【具体的施策】	No.1～No.2 (略)		基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条) 【具体的施策】	No.1～No.2 (略)	
				担当課の追加	

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考		
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	
3	女性のための相談機関における支援	女性相談支援センターやコスモスハウスにおいて、困難な問題を抱える女性の保護及び支援を実施するほか、女性のための専門電話相談により、犯罪被害者等を含む困難を抱える女性への助言、情報提供の支援を行います。（子ども・家庭支援課、 <u>女性相談支援センター</u> 【県】）	3	女性のための相談機関における支援	女性相談支援センターやコスモスハウスにおいて、困難な問題を抱える女性の保護及び支援を実施するほか、女性のための専門電話相談により、犯罪被害者等を含む困難を抱える女性への助言、情報提供の支援を行います。（子ども・家庭支援課_____【県】）	担当課の追加
4	<u>学校における心のケア</u>	<u>重大事件等が発生した場合に、県教委及び市教委がスクールカウンセラーを当該校に派遣し、心のケアを行います。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課【県】、教育相談課【仙台市】）</u>				基本的施策1のNo.8から移動

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考
No.	施策名	施策の概要		
5	相談機関及び警察におけるカウンセリングの充実	犯罪被害者等の精神的負担の早期軽減に向け、それぞれのニーズに応じたカウンセリングを行います。（各児童相談所【県】、男女共同参画課【市】、（公社）みやぎ被害者支援センター、宮城県公認心理師・臨床心理士協会【団体】、警務課【警察】）		施策追加
基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組	【現状と課題】・【施策の方向】（略）	基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組	【現状と課題】・【施策の方向】（略）	
基本的施策3	（略）	基本的施策3	（略）	
基本的施策4 雇用の安定（第14条） 【具体的施策】		基本的施策4 雇用の安定（第14条） 【具体的施策】		

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考		
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	
1	「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知	企業等に対し、導入事例集や、「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、普及に向けた周知啓発を行います。（宮城労働局【国】 共同参画社会推進課【県】 ）	1	「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の周知	企業等に対し、導入事例集や、「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、普及に向けた周知啓発を行います。（宮城労働局【国】_____）	担当課の追加
	No.2～No.3 (略)		No.2～No.3 (略)			
	基本的施策 5 (略)		基本的施策 5 (略)			
	基本的施策 6 経済的負担の軽減（第16条） 【具体的施策】		基本的施策 6 経済的負担の軽減（第16条） 【具体的施策】			
	No.1～No.2 (略)		No.1～No.2 (略)			

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考		
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	
3	刑事手続等における経費負担の軽減	犯罪被害者等に対し、リモートによる事情聴取を行うことにより、刑事手続に関連する旅費負担を軽減するほか、「心情等聴取・伝達制度」における旅費の支給や聴取場所の調整等を行うことにより、犯罪被害者等の経済的負担を軽減します。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、仙台地方検察庁、 <u>仙台保護観察所【国】</u> 、 <u>仙台弁護士会【団体】</u> ）	3	刑事手続等における経費負担の軽減	犯罪被害者等に対し、リモートによる事情聴取を行うことにより、刑事手続に関連する旅費負担を軽減するほか、「心情等聴取・伝達制度」における旅費の支給や聴取場所の調整等を行うことにより、犯罪被害者等の経済的負担を軽減します。（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園、仙台地方検察庁_____【国】_____）	担当機関の追加
No.4 (略)						
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	担当機関の追加
5	一時避難に要する費用の負担	一時保護所及び女性相談支援施設に入所中のDV被害者等に対する費用の貸し付けを行うほか、ストーカー・DV事案の被害者等に対し、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を負担します。【施策10に関連】（子ども・家庭支援課【県】、 <u>（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】</u> 、県民安全対策課【警察】）	5	一時避難に要する費用の負担	一時保護所及び女性相談支援施設に入所中のDV被害者等に対する費用の貸し付けを行うほか、ストーカー・DV事案の被害者等に対し、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を負担します。【施策10に関連】（子ども・家庭支援課【県】、_____県民安全対策課【警察】）	

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考						
No.6～No.10 (略)	No.6～No.10 (略)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>施策名</th><th>施策の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>11</u></td><td><u>暴力団犯罪による被害者への見舞金等の支給</u></td><td><u>暴力団員等からの不当な行為による被害者に対し、見舞金等の支給及び民事訴訟費用の貸付を行います。((公財)宮城県暴力団追放推進センター【団体】)</u></td></tr> </tbody> </table>	No.	施策名	施策の概要	<u>11</u>	<u>暴力団犯罪による被害者への見舞金等の支給</u>	<u>暴力団員等からの不当な行為による被害者に対し、見舞金等の支給及び民事訴訟費用の貸付を行います。((公財)宮城県暴力団追放推進センター【団体】)</u>		施策追加
No.	施策名	施策の概要						
<u>11</u>	<u>暴力団犯罪による被害者への見舞金等の支給</u>	<u>暴力団員等からの不当な行為による被害者に対し、見舞金等の支給及び民事訴訟費用の貸付を行います。((公財)宮城県暴力団追放推進センター【団体】)</u>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>施策名</th><th>施策の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>12</u></td><td><u>性暴力等に係る医療費負担</u></td><td><u>性犯罪・性暴力等被害者等に対する法的支援、身体的被害、精神的被害の回復のための支援を行うほか、その費用を負担します。((公社)みやぎ被害者支援センター【団体】)</u></td></tr> </tbody> </table>	No.	施策名	施策の概要	<u>12</u>	<u>性暴力等に係る医療費負担</u>	<u>性犯罪・性暴力等被害者等に対する法的支援、身体的被害、精神的被害の回復のための支援を行うほか、その費用を負担します。((公社)みやぎ被害者支援センター【団体】)</u>		施策追加
No.	施策名	施策の概要						
<u>12</u>	<u>性暴力等に係る医療費負担</u>	<u>性犯罪・性暴力等被害者等に対する法的支援、身体的被害、精神的被害の回復のための支援を行うほか、その費用を負担します。((公社)みやぎ被害者支援センター【団体】)</u>						
<p>基本目標3 支援等のための体制整備への取組</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【施策の方向】</p> <p>犯罪被害者等に対し十分な支援体制を確立するため、犯罪被害者等が必要とする情報を早期に提供するほか、民間支援団体への活動支援の促進に努めます。</p>	<p>基本目標3 支援等のための体制整備への取組</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【施策の方向】</p> <p>犯罪被害者等に対し十分な支援体制を確立するため、犯罪被害者等が必要とする情報を早期に提供するほか、民間支援団体への活動支援の促進に努めます。</p>							

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）	宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考						
<p>また、被害者支援への意識の啓発と専門的知識の習得に向けた研修等を実施し、支援担当者の代理受傷の予防に配慮しながら、人材の育成及び資質の向上に取り組みます。</p> <p>潜在化しやすい被害や県外で受けた被害、<u>大規模事案や重大事案</u>等についても、各機関の専門性を生かした途切れない支援を行います。</p> <p>基本的施策7 相談及び情報の提供等（第11条） 【具体的施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>施策名</th><th>施策の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>重層的支援に向けた支援体制の構築</u></td><td><u>県、犯罪被害者等が居住する市町村、警察、犯罪被害者等早期援助団体のほか、必要と認められる機関・団体が参画する会議体を構築し、被害直後から犯罪被害者等のニーズに応じた途切れない支援を行います。（共同参画社会推進課【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）</u></td></tr> </tbody> </table> <p>No.2～No.3</p>	No.	施策名	施策の概要	1	<u>重層的支援に向けた支援体制の構築</u>	<u>県、犯罪被害者等が居住する市町村、警察、犯罪被害者等早期援助団体のほか、必要と認められる機関・団体が参画する会議体を構築し、被害直後から犯罪被害者等のニーズに応じた途切れない支援を行います。（共同参画社会推進課【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）</u>	<p>また、被害者支援への意識の啓発と専門的知識の習得に向けた研修等を実施し、支援担当者の代理受傷の予防に配慮しながら、人材の育成及び資質の向上に取り組みます。</p> <p>潜在化しやすい被害や県外で受けた被害 _____等についても、各機関の専門性を生かした途切れない支援を行います。</p> <p>基本的施策7 相談及び情報の提供等（第11条） 【具体的施策】</p>	<p>基本的施策11に関連施策を追加したため、文言を追加</p> <p>施策追加</p> <p>No.ずれ</p>
No.	施策名	施策の概要						
1	<u>重層的支援に向けた支援体制の構築</u>	<u>県、犯罪被害者等が居住する市町村、警察、犯罪被害者等早期援助団体のほか、必要と認められる機関・団体が参画する会議体を構築し、被害直後から犯罪被害者等のニーズに応じた途切れない支援を行います。（共同参画社会推進課【県】、（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）</u>						

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考												
基本的施策8 民間支援団体等に対する支援（第18条） 【具体的施策】 No.1～No.3 （略）			基本的施策8 民間支援団体等に対する支援（第18条） 【具体的施策】 No.1～No.3 （略）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>犯罪被害者等早期援助団体に対する支援</td> <td>犯罪被害者等早期援助団体である（公社）みやぎ被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するほか、寄附金型自動販売機の設置促進や、賛助会員拡充などの財政基盤強化を支援します。 （_____市民生活課【仙台市】、警務課【警察】） </td> </tr> </tbody> </table>			No.	施策名	施策の概要	4	犯罪被害者等早期援助団体に対する支援	犯罪被害者等早期援助団体である（公社）みやぎ被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するほか、寄附金型自動販売機の設置促進や、賛助会員拡充などの財政基盤強化を支援します。 （_____市民生活課【仙台市】、警務課【警察】）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>犯罪被害者等早期援助団体に対する支援</td> <td>犯罪被害者等早期援助団体である（公社）みやぎ被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するほか、寄附金型自動販売機の設置促進や、賛助会員拡充などの財政基盤強化を支援します。 （共同参画社会推進課【県】、市民生活課【仙台市】、警務課【警察】） </td> </tr> </tbody> </table>	No.	施策名	施策の概要	4	犯罪被害者等早期援助団体に対する支援	犯罪被害者等早期援助団体である（公社）みやぎ被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するほか、寄附金型自動販売機の設置促進や、賛助会員拡充などの財政基盤強化を支援します。 （共同参画社会推進課【県】、市民生活課【仙台市】、警務課【警察】）	補助金の交付は警察が行っているため、担当課【県】を削除
No.	施策名	施策の概要														
4	犯罪被害者等早期援助団体に対する支援	犯罪被害者等早期援助団体である（公社）みやぎ被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するほか、寄附金型自動販売機の設置促進や、賛助会員拡充などの財政基盤強化を支援します。 （_____市民生活課【仙台市】、警務課【警察】）														
No.	施策名	施策の概要														
4	犯罪被害者等早期援助団体に対する支援	犯罪被害者等早期援助団体である（公社）みやぎ被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するほか、寄附金型自動販売機の設置促進や、賛助会員拡充などの財政基盤強化を支援します。 （共同参画社会推進課【県】、市民生活課【仙台市】、警務課【警察】）														

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考		
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	
5	性暴力被害相談支援団体に対する支援	(公社)みやぎ被害者支援センターが運営する「性暴力被害相談支援センター宮城」において行う電話・面接・メール相談、付添支援、法律相談等の支援体制の構築を支援するほか、一時避難に伴う宿泊費用の助成等の事業を行うための支援をします。【施策10に関連】(共同参画社会推進課【県】、 _____警務課 【警察】)	5	性暴力被害相談支援団体に対する支援	(公社)みやぎ被害者支援センターが運営する「性暴力被害相談支援センター宮城」において行う電話・面接・メール相談、付添支援、法律相談等の支援体制の構築を支援するほか、一時避難に伴う宿泊費用の助成等の事業を行うための支援をします。【施策10に関連】(共同参画社会推進課【県】、(公社) みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課 【警察】)	支援を行う機関を記載しているため、支援を受ける機関【団体】を削除
基本的施策9 人材の育成（第19条） 【具体的施策】			基本的施策9 人材の育成（第19条） 【具体的施策】			
No.1 (略)			No.1 (略)			

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考		
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	
2	犯罪被害者等を支援する県民、事業者の育成	<p>県民及び事業者が、犯罪被害者等支援の理解を深め、協力いただくための研修等を実施します。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権について学ぶ企業、福祉施設の職員 （仙台法務局【国】） 高齢者の虐待防止について学ぶ県民【県】 DVの防止について学ぶ県民【県、仙台市】 保育所、幼稚園、児童館等の職員【仙台市】 不当要求防止責任者（（公財）宮城県暴力団追放推進センター【団体】） 大学生、司法修習生【警察】 	2	犯罪被害者等を支援する県民、事業者の育成	<p>県民及び事業者が、犯罪被害者等支援の理解を深め、協力いただくための研修等を実施します。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員や金融機関職員【県、仙台市】 保育所、幼稚園、児童館等の職員【仙台市】 消費生活について学ぶ団体【県】 デートDVの防止について学ぶ県民【県】 高齢者の虐待防止について学ぶ県民【県】 不当要求防止責任者（（公財）宮城県暴力団追放推進センター【団体】） 	<p>具体例を一部変更、順番を入れ替え</p>
3	<u>指定被害者</u> <u>支援</u> <u>要員の育成</u>	<p>専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に備え、あらかじめ警察職員を「指定被害者支援要員」に指定し、事件発生直後の初期段階から支援活動を実施します。（警務課【警察】）</p>	3	<u>死傷者多数事案</u> <u>に対応する支援</u> <u>要員の育成</u>	<p>多数の死傷者が発生する事案に対応するため、被害者支援業務に精通した警察職員を「指定被害者支援要員」に指定し、発生直後の初期段階から支援活動を実施します。（警務課【警察】）</p>	<p>基本的施策 11 の No.4（新設）における「特別支援要員」との区別を明確にするため、施策名と内容を修正</p>

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）			備考												
基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第21条） 【具体的施策】			基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第21条） 【具体的施策】															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>要保護児童に対する支援（再掲）</td> <td>警察官等と連携し、児童の安全確保に努めるほか、状況に応じて一時保護や施設入所等を実施します。【施策1に関連】（<u>女性相談支援センター【県】、各児童相談所【県・仙台市】</u>）</td> </tr> </tbody> </table>			No.	施策名	施策の概要	1	要保護児童に対する支援（再掲）	警察官等と連携し、児童の安全確保に努めるほか、状況に応じて一時保護や施設入所等を実施します。【施策1に関連】（ <u>女性相談支援センター【県】、各児童相談所【県・仙台市】</u> ）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>要保護児童に対する支援（再掲）</td> <td>警察官等と連携し、児童の安全確保に努めるほか、状況に応じて一時保護や施設入所等を実施します。【施策1に関連】（_____各児童相談所【県・仙台市】）</td> </tr> </tbody> </table>			No.	施策名	施策の概要	1	要保護児童に対する支援（再掲）	警察官等と連携し、児童の安全確保に努めるほか、状況に応じて一時保護や施設入所等を実施します。【施策1に関連】（_____各児童相談所【県・仙台市】）	担当機関の追加
No.	施策名	施策の概要																
1	要保護児童に対する支援（再掲）	警察官等と連携し、児童の安全確保に努めるほか、状況に応じて一時保護や施設入所等を実施します。【施策1に関連】（ <u>女性相談支援センター【県】、各児童相談所【県・仙台市】</u> ）																
No.	施策名	施策の概要																
1	要保護児童に対する支援（再掲）	警察官等と連携し、児童の安全確保に努めるほか、状況に応じて一時保護や施設入所等を実施します。【施策1に関連】（_____各児童相談所【県・仙台市】）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>DV被害者に対する支援（再掲）</td> <td>DV被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に係る相談対応を実施するほか、DV被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策1に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、男女共同参画課、市民生活課_____【仙台市】、県民安全対策課【警察】）</td> </tr> </tbody> </table>			No.	施策名	施策の概要	7	DV被害者に対する支援（再掲）	DV被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に係る相談対応を実施するほか、DV被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策1に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、男女共同参画課、市民生活課_____【仙台市】、県民安全対策課【警察】）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>DV被害者に対する支援（再掲）</td> <td>DV被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に係る相談対応を実施するほか、DV被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策1に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、男女共同参画課、市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）</td> </tr> </tbody> </table>			No.	施策名	施策の概要	7	DV被害者に対する支援（再掲）	DV被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に係る相談対応を実施するほか、DV被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策1に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、男女共同参画課、市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）	担当機関の削除
No.	施策名	施策の概要																
7	DV被害者に対する支援（再掲）	DV被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に係る相談対応を実施するほか、DV被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策1に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、男女共同参画課、市民生活課_____【仙台市】、県民安全対策課【警察】）																
No.	施策名	施策の概要																
7	DV被害者に対する支援（再掲）	DV被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に係る相談対応を実施するほか、DV被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策1に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、男女共同参画課、市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）																

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考		
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	
8	一時避難に要する費用の負担（再掲）	一時保護所及び女性相談支援施設に入所中のDV被害者等に対する費用の貸し付けを行うほか、ストーカー・DV事案の被害者等に対し、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費により負担します。【施策6に関連】（子ども・家庭支援課【県】、 <u>（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】</u> 、県民安全対策課【警察】）	8	一時避難に要する費用の負担（再掲）	一時保護所及び女性相談支援施設に入所中のDV被害者等に対する費用の貸し付けを行うほか、ストーカー・DV事案の被害者等に対し、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費により負担します。【施策6に関連】（子ども・家庭支援課【県】、 <u>（公社）みやぎ被害者支援センター【団体】</u> 、県民安全対策課【警察】）	担当機関の追加
	基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第22条） 【具体的施策】 No.1～No.3（略）		基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援（第22条） 【具体的施策】 No.1～No.3（略）			

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）			宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）	備考
No.	施策名	施策の概要		
4	<u>死傷者多数事案 に対応する支援 要員の配置</u>	<u>多数の死傷者が発生する事案に対応する ため、県下警察署及び宮城県警察高速道路交 通警察隊において、警察職員をあらかじめ 「特別支援要員」に指定し、迅速な被害者等 支援体制を構築します。（警務課【警察】）</u>		施策追加
	基本目標4 (略)		基本目標4 (略)	
	参考資料 宮城県犯罪被害者等支援条例（抜粋） (略) 宮城県犯罪被害者等支援審議会委員 (令和8年4月1日現在) を記載 但し、未定のため (略)		参考資料 宮城県犯罪被害者等支援条例（抜粋） (略) 宮城県犯罪被害者等支援審議会委員 (本計画策定時点)	

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）		宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）		備考
宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体		宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体		
1 宮城刑務所	34 市民局市民活躍推進部男女共同参画課	1 宮城刑務所	34 市民局市民活躍推進部男女共同参画課	機関名の変更 (5)
2 東北少年院	35 市民局生活安全安心部市民生活課	2 東北少年院	35 市民局生活安全安心部市民生活課	
3 青葉女子学園	36 市民局生活安全安心部消費生活センター	3 青葉女子学園	36 市民局生活安全安心部消費生活センター	
4 仙台地方検察庁	37 健康福祉局地域福祉部保護自立支援課	4 仙台地方検察庁	37 健康福祉局地域福祉部保護自立支援課	
5 法務省東北矯正管区	38 健康福祉局障害福祉部 精神保健福祉センター	5 法務省仙台矯正管区	38 健康福祉局障害福祉部 精神保健福祉センター	
6 法務省仙台法務局人権擁護部	39 こども若者局・こども家庭部 こども家庭保健課	6 法務省仙台法務局人権擁護部	39 こども若者局・こども家庭部 こども家庭保健課	
7 法務省東北地方更生保護委員会	40 こども若者局・こども若者支援部 こども若者相談支援センター	7 法務省東北地方更生保護委員会	40 こども若者局・こども若者支援部 こども若者相談支援センター	
8 法務省仙台保護観察所	41 こども若者局児童相談所	8 法務省仙台保護観察所	41 こども若者局児童相談所	
9 厚生労働省宮城労働局	42 文化観光局交流企画課	9 厚生労働省宮城労働局	42 文化観光局交流企画課	
10 國土交通省東北運輸局	43 教育局学校教育支援部教育相談課	10 國土交通省東北運輸局	43 教育局学校教育支援部教育相談課	
11 第二管区海上保安本部	44 公益社団法人 宮城県医師会	11 第二管区海上保安本部	44 公益社団法人 宮城県医師会	
12 宮城海上保安部	45 宮城県精神保健福祉協会	12 宮城海上保安部	45 宮城県精神保健福祉協会	
13 総務部私法・公益法人課	46 公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター	13 総務部私法・公益法人課	46 公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター	
14 企画部地域交通政策課	47 公益社団法人 みやぎ被害者支援センター	14 企画部地域交通政策課	47 公益社団法人 みやぎ被害者支援センター	
15 環境生活部共同参画社会推進課	48 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	15 環境生活部共同参画社会推進課	48 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	
16 環境生活部消費生活・文化課	49 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	16 環境生活部消費生活・文化課	49 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	
17 保健福祉部社会福祉課	50 社会福祉法人 仙台市のちの電話	17 保健福祉部長寿社会政策課	50 社会福祉法人 仙台市のちの電話	
18 保健福祉部長寿社会政策課	51 独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所	18 保健福祉部長寿社会政策課	51 独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所	
19 保健福祉部子ども・家庭支援課	52 東北大學病院精神科	19 保健福祉部子ども・家庭支援課	52 東北大學病院精神科	
20 保健福祉部障害福祉課	53 宮城県警医療会	20 保健福祉部障害福祉課	53 宮城県警医療会	
21 保健福祉部精神保健推進室	54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	21 保健福祉部精神保健推進室	54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	
22 中央児童相談所	55 仙台弁護士会	22 中央児童相談所	55 仙台弁護士会	
23 北部児童相談所	56 日本司法支援センター宮城地方事務所	23 北部児童相談所	56 日本司法支援センター宮城地方事務所	
24 東部児童相談所	57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会	24 東部児童相談所	57 宮城県公認心理師・臨床心理士協会	
25 女性相談支援センター	58 宮城県市長会	25 女性相談支援センター	58 宮城県市長会	
26 精神保健福祉センター	59 宮城県町村会	26 精神保健福祉センター	59 宮城県町村会	
27 経済商工観光部雇用対策課	60 公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会	27 経済商工観光部雇用対策課	60 公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会	
28 経済商工観光部国際政策課	61 宮城県農業業協同組合	28 経済商工観光部国際政策課	61 宮城県農業業協同組合	
29 土木部住宅課	62 警務部警務課	29 土木部住宅課	62 警務部警務課	
30 教育庁義務教育課	63 生活安全部生活安全企画課	30 教育庁義務教育課	63 生活安全部生活安全企画課	
31 教育庁高校教育課	64 生活安全部県民安全対策課	31 教育庁高校教育課	64 生活安全部県民安全対策課	
32 教育庁特別支援教育課	65 生活安全部少年課	32 教育庁特別支援教育課	65 生活安全部少年課	
33 労働委員会事務局審査調整課	66 刑事部捜査第一課	33 労働委員会事務局審査調整課	66 刑事部捜査第一課	
合計	69機関・団体	合計	69機関・団体	機関名の変更 (57)
(8)	67 刑事部捜査第三課	67 刑事部捜査第三課		
	68 刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策第二課	68 刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策第一課		
	69 交通部交通指導課	69 交通部交通指導課		

宮城県犯罪被害者等支援計画（第2期）（中間案）（新）		宮城県犯罪被害者等支援計画（第1期）（旧）		備考
<p>宮城県犯罪被害者等支援計画用語集 本計画に記載している用語について解説します。 「意見陳述制度」～「損害賠償命令制度」（略）</p>		<p>宮城県犯罪被害者等支援計画用語集 本計画に記載している用語について解説します。 「意見陳述制度」～「損害賠償命令制度」（略）</p>		
索引	用語	解説	頁	
と	<u>特別支援要員（とくべつしえんよういん）</u>	<u>多数の死傷者が発生する事案</u> <u>に対応するため、県下警察署及び</u> <u>宮城県警察高速道路交通警察隊</u> <u>において、被害者支援業務に精通</u> <u>した警察職員としてあらかじめ</u> <u>指定されるものです。</u>	37	用語の追加
<p>「はあとライン」～「みやぎ住まいづくり協議会」（略）</p>		<p>「はあとライン」～「みやぎ住まいづくり協議会」（略）</p>		